

第百五十四回国会
衆議院
財務金融委員會
會議錄
第十八号

平成十四年五月二十二日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 坂本 剛二君

理事 中野 清君

理事 山口 俊一君

理事 海江田万里君

理事 石井 啓一君

理事 岩倉 博文君

金子 恭之君

小泉 龍司君

砂田 圭佑君

竹本 直一君

中村正三郎君

増原 義剛君

山本 明彦君

渡辺 喜美君

江崎洋一郎君

小林 憲司君

中川 正春君

長妻 昭君

遠藤 和良君

佐々木憲昭君

阿部 知子君

根本 匠君

山本 幸三君

古川 元久君

中塚 一宏君

金子 一義君

倉田 雅年君

七条 明君

竹下 巨君

谷田 武彦君

林田 彪君

松島みどり君

吉田 幸弘君

生方 幸夫君

小泉 俊明君

佐藤 観樹君

永田 寿康君

上田 勇君

藤島 正之君

吉井 英勝君

植田 至紀君

財務大臣

(金融担当大臣)

内閣府副大臣

財務副大臣

財務大臣政務官

財務大臣政務官

政府参考人

(金融庁監督局長)

政府参考人

(総務省自治税務局長)

塩川正十郎君

柳澤 伯夫君

村田 吉隆君

尾辻 秀久君

砂田 圭佑君

吉田 幸弘君

高木 祥吉君

瀧野 欣彌君

政府参考人
(財務省主税局長)

政府参考人
(国税庁課税部長)

政府参考人
(中小企業庁次長)

政府参考人
(国土交通省都市・地域整備局長)

政府参考人
(住宅金融公庫理事)

政府参考人
(日本政策投資銀行理事)

財務金融委員会専門員

大武健一郎君

村上 喜堂君

小脇 一朗君

澤井 英一君

井上 順君

乾 文男君

白須 光美君

委員の異動
五月二十二日

倉田 雅年君

山本 明彦君

同日

谷田 武彦君

松島みどり君

補欠選任

谷田 武彦君

松島みどり君

補欠選任

倉田 雅年君

山本 明彦君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出
第九八号)

第九八号)

○坂本委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、法人税法等の一部を改正する法律案
を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として財務
省主税局長大武健一郎君、国税庁課税部長村上喜
堂君、金融庁監督局長高木祥吉君、総務省自治税

務局長瀧野欣彌君、中小企業庁次長小脇一朗君、
国土交通省都市・地域整備局長澤井英一君、住宅
金融公庫理事井上順君及び日本政策投資銀行理事
乾文男君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと
存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○坂本委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀で
す。

きょうは、法人税法等の一部を改正する法律
案、できるだけ法案に即して、疑問点等、逐一御
質問していきたいと思っております。

まず、入り口からの話でございますけれども、
私自身、個人的には、連結納税自体今やグローバ
ルスタンダードになっているわけですし、イタリ
ア、カナダではまだ導入されていないと伺ってい
ますけれどもかなり浸透している、そういう意味
で、日本においても連結納税の制度を導入するこ
とを前提とした政策論議を進めていくということ
については、当然ながら必要であろうし、意義あ
るものだと考えております。

それは前提になるわけですが、OECDの二十
九カ国の中で、おおむね、取引相殺の本格連結結
型、赤字振りかえの簡易連結型、これが大体半々
で採用されているということで、特にいわゆる本
格連結と言われるものの代表的な例が、アメリカ
であるとかフランスであるとか、そういうところ
でございます。

そういうことを聞いているわけですが、ただ、
当初、もう五、六年前になりますけれども経団連
が提案していたときは、税額合算、欠損振替のむ

しろ簡易連結方式というふうに理解した方がいい
のかなと思うわけですが、今回、いわばアメリ
カ、フランス型ともいえるべき本格連結型の制度を
採用されたということについては、どういう問題
意識、理由によるのかということからお伺いを
したいと思っております。

○尾辻副大臣 昨日来、この連結納税制度の創設
の目的につきましましては、繰り返しお答え申し上げ
ておるところでございます。

その中で申し上げておりますように、今度のこ
の制度の導入によって、日本の企業に、大変今般
しい経済状況でもございますけれども、国際競争
力を身につけてほしい、こういうこともございま
すので、今お話しのように、この際でございます
から、本格的な連結納税制度、そういうものを導
入した次第でございます。また同時に、国際的にも
遜色のない制度を構築すべく努力をいたしたと
ころでございます。

○植田委員 入り口ですので、繰り返し御答弁い
ただいているところ申しわけなかったわけですが、

もちろん、連結納税制度というものが、今おつ
しゃいましたように、我が国、日本の企業の競争
力の維持強化という点で不可欠の制度だというこ
とで、特にこの間、経済界を中心に熱心に訴えら
れてきたという背景は十分理解しております。

そこで、実はことしの三月に大和総研で、「連
結納税制度の導入に伴う企業動向の調査結果」と
いうものが発表されておりますので、何点か、こ
の調査結果を整理させていただいて、御見解等々
お伺いしたいわけでございます。

これは、経済団体連合会の協力のもとに経団連
の税制委員会構成企業を中心に百四十八社に質問
用紙を送付して、それを回収、集計する形式でア
ンケートをとったということです。これによれ

ば、連結納税制度を二〇〇二年度から適用するとはつきりと回答した企業は二社、全体の二・二％にとどまっている。また、未定だけれども適用の可能性が高いと言っているのが一七・二％、十六社。導入あるいは導入を前向きに検討と答えた企業が一九・四パー、十八社と、非常に寂しい数なわけでございます。

これは、そもその発端といえますか、財界、経済界からの要請があったことを考えたときに、こうしたアンケートの結果というのは、非常に少ないなというのはこれは当然そういう御感想をお持ちだろうと思いますが、特に、導入を望む企業が多かったにもかかわらず、実際に導入が日程に上ったところでこんなふうな消極的な企業がふえてしまったというのは、わかり切ったことかもしれないけれども、まずその理由をお聞かせ願えますか。

○尾辻副大臣 御指摘のとおり、大和総研初めとして民間の調査結果がこのところございます。いずれも、検討中の企業が多いという結果であったことは、私も承知をいたしております。

そこで、今後でありますけれども、今検討中でございますから、それぞれグループ各社の収益の見通しなどを踏まえて、今後のまさに検討だろうというふうな考えです。したがって、今その理由が、私もこういうふうな理由でしようというふうにお答えできるものではございませんので、御理解いただきたいと思ひます。

○植田委員 まあ、そうなんですけれども。そこで、特に仕組みと機能にかかわるところのお話もお伺いしたいわけですが、この調査結果ではつきりしているわけですね、それは事実として恐らく御認識なんでしょうけれども。そこは、事実認識は私の方から聞いた方がいいんであれば申し上げます、この調査結果では、連結納税を適用する予定はないと答えている企業のほとんど、六十六社、全体で八八パーになるわけですが、要はこれ、連結納税の仕組みに問題があると答えているわけですね。税負担増となるといふこ

とです。そして、複数回答になるわけですが、ありていに言えば、連結付加税が上乗せされるということをはつきり言っているのが六十一社、あと、子会社欠損金を否認しているということが五十一社。この辺に対する不満が圧倒的に多いわけですね、実際のデータは。これはもう見ておられるから十分御承知だろうと思ひますけれども。それは企業の側からしてみれば、そもそも競争力を高めるために導入してくれという要求してきたものが、さあ、ふたをあけたら、制度のメリットを言ってみれば削ってしまうような措置になつていくじゃないかといったら、私が企業の側であれば、それはちよつと堪忍してやという話になるやろうというのは当然あるだろうと思ひます。

結局そこで、こういう設問もあれなんです、連結付加税が撤廃されれば連結納税を適用するか、こういう露骨な問いもこの大和総研の調査ではありますよね。そうしたら、これ適用が、そもそも二〇〇二年度から適用すると回答した企業は二社しかなかったのが、連結付加税が撤廃されたらやりまっせというのは七社になるわけですね、これは御承知だと思ひますけれども。また、ほかの要因とかかわりなしに付加税さえなければ一一・七％の会社が採用する、これはこれで虫のええ話といえ虫のええ話なんですけれども。

結局、こういう調査結果からすれば、今回の制度設計の中で連結付加税があることが企業が二の足を踏んでいる最大の要因だということはデータの上では明らかですよ。その点どうですか。

○尾辻副大臣 この制度を直ちに導入しないその理由の大きなものが付加税にあるということ、私もそのとおりだろうというふうに思ひます。今先生がお触れになっておりますアンケートでも、私自身もよくわからない部分は、導入しない理由が付加税にありますと答えている企業の数は、割合は先生が仰せのとおりなんです。ただ、じゃ付加税がなくなつたら導入しますかと逆に聞くと、今の先生の設問の話であります、付加税

を理由に導入しないと言っている企業が全部、じゃ導入しますと言いかうかという、この数字は全然また違う数字が出ていますと思ひます。細かな数字を今こへ持つておりませんが、先日見たときに、その差がかなり大きいなと私も思ったので。

この理由は何なんだろうということもまた解明しなきゃなりませんし、おっしゃったように、この制度のその他の部分に対する御不満もまたいろいろありなかなと思ひますので、先ほど理由を直ちに御答えすることができませんと申し上げたところでありまして、今の御質問に對しても、その辺は検討しなきゃなりませんけれども、そして、お答えとして申し上げれば、大きな理由になつてくることはそのとおりだと思ひますけれども、それも一部のものであつて全部ではない、こういう答えをさせていただきたいと存じます。

○植田委員 私は連結付加税が唯一にして最大の障害だということじゃなしに、最初に御答弁なされなかつたものですから、それはいろいろな御不満が御ありだということを認識されているわけですから、それを列挙して答えていただければよかったわけなんです。実際データを見れば、今おっしゃったことも私は十分承知しておりますが、同じ基礎データをもとに今やりとりしているわけですから。

ただ、いずれにしても、この連結付加税というのは一つ大きな障害になつていて、事実認識としてはある。だから、ほかにもいろいろ不満を持たれている法案であるということも、いみじくもお認めになつたということだろうと思ひます。

そこでもう一つ。今は連結付加税の話でしたが、法人間の寄附金の取り扱いについてなんですけれども、これは理由はわかるんです。これが金額損金不算入となつていて理由は、適正な課税を確保する、租税回避を防止するということ、私は理屈として十分わかつております。

ただ、ここで私自身、今回の法案については非常にニュートラルな立場でお伺ひしていますので、こういう意見もあるけれどもどうかという聞き方になるわけですが、いずれにしても連結納税制度というのは、連結グループというのは一つの経済主体になるわけですから、そういう発想から出発している以上、グループ内の寄附金というの、素朴に考えれば一つの経済主体の中における資金移動にすぎないという考え方も成り立つわけでございます。そうすると、実際、これを寄附金とらえて全額損金不算入とする考え方は、ちよつとそれはおかしいのと違うかという意見が出てくることも決して奇異なことではないと思ひます。

例えば、この調査結果の中ではこういう意見が多かつたように思ひます。ほかにもあるだろうと思ひますが、一つ代表的な例を挙げれば、企業グループを一つの法人とみなして納税額を算出する制度が連結納税とされているにもかかわらず、グループ内の寄附金が損金算入されないのは制度として整合性がとれてへんのと違うかという意見は、調査結果で結構ありました。すね。この意見についてはどんな感想をお持ちでしょうか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。今まさに先生が申されましたとおり、連結納税制度自体、連結グループを一体として課税する仕組みですから、その税額はグループ内の個別の法人の所得に実は今回は左右されないことになる。その意味では、課税上、グループ内の法人間の寄附を損金として認める必要性は低いというふうに思われるわけですね。そもそも、黒字であれ赤字であれ、その所得を合算するという意味でございます。

また、現行の一般の寄附金制度というのがありますが、これは個々の寄附金の業務関連性を判定することが困難であるために一定の限度内で損金算入を認める制度でございます。まさに先生も言われたとおり、租税回避行為に利用され

る懸念があります。

こうした観点から、連結納税制度という制度におきまして、グループ法人間の寄附金についてはその全額をやはり損金不算入にするということ、もちろんそこから出る場合には別でございまして、グループはグループとして把握するという意味では損金不算入にさせていただいている、こういうことでございます。

○植田委員 今、寄附金の取り扱いについてお伺いいたしました。

今の御説明で、私はそこは十分だろうと思うわけですが、私自身、仮にこの制度の制度設計の中で、全額損金不算入がけしからぬというふうに考えているわけでも別に決まてこはないわけなんです。ただ問題になるのは、むしろ、実際こういう制度設計をするのであれば、その前提でやっておく作業があるんじゃないかなというのをちょっと疑問に思っているわけです。

というのは、今回のこの連結納税法人制度を採用する場合と採用しない場合で、法人間の寄附金についての取り扱いが異なってくるわけですよ。連結納税の制度の基本的な仕組みとすれば、当然、連結グループ内の法人間取引が時価により行くとされるわけですが、後で時価の話はまた簡単に聞きますけれども、へ理屈をこねるようですけれども、時価によらないグループ内の取引は時価との差額がみなし寄附金ということで損金不算入になるおそれも、理屈上はあり得るだろうと思うわけです。

そして、日本の場合、時価をどう見積もるかということ自体がまだあいまいな部分が残されていると思うわけなんです。というのは、アメリカの場合、移転価格税制というのが整備されていますので、いわゆる国内グループ間の取引についても公正価格での取引が義務づけられている。日本の場合は、国際間取引に係る税制は八六年に導入されているわけですが、国内関連者との取引価格についての制度はまだ存在していなかったと思いますよね。

とすれば、やはり今回のこの寄附金の取り扱いにかかわって、仮にこの法案で書き込まれているようにするのであれば、その前提として移転価格税制の整備、特に、とりわけ国内関連者との取引価格に対する制度設計というものをやっておくことが先決なのではないのかなと私は思っているわけです。

ですから、損金不算入自体けしからぬということではなしに、その前提となる制度がまだ日本においては未整備じゃないですか。そのことをまず交通整理をするということをしておかないことには、さつき質問で取り上げましたような、損金不算入のことにかかわって整合性がとれてへんやないかとかいろいろ不満が出てくるということも、あながち唐突なことではないだろうと思うわけです。今の移転価格税制の整備にかかわってはいかがですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

ただいま植田先生が申されました移転価格税制というのは、海外の関連企業との間で取引をする場合に、国内所得が海外へ移転してしまう、言ってみれば日本に入ってくるべき税金が海外へ流れてしまう、それを防ぐために、独立企業間価格と呼んでいるわけですが、その価格で課税する制度でございます。

その意味では、アメリカはむしろ国内でもこの移転価格税制のない独立企業間価格のようなものを基準にしているというふうに言われておりますけれども、ただ、一方で日本の場合も、先生御存じのとおり、時価を基準にして、そこはいわゆる国内もその取引は見ているわけでございます。そこをどこまで厳格にやるかという、言ってみれば一つの運用の話も絡んでくる話だと思います。

先生が言われましたように、移転価格税制を国内企業間の取引にも適用したらどうだという御意見は、一部の先生からあることはございますが、ただ、その場合にはかなり厳密な、いわば即応しなければならなくて、執行面においてもかなりの

困難を伴う部分もあるだろうと思っております。

ただ、先生が言われますとおり、今後とも、時価の基準というところは適正に、これは連結納税をとうろくするまいが、やはりそこは適正に行われていくべきものだというふうに考えているところでございます。

○植田委員 そうだと思っておりますが、後でも伺いますが、だから実際、時価の明確化というものがやはり厳密に行われない限り、昨年も別の法案で質問しましたら、時価というのはそれこそ売り手と買い手が一致したところが時価でございますというところになるわけでございます。

そうした場合、では今度ちょっと話題を変えまして、実際の、時価評価といった場合、法案の六十一條の十一の連結納税開始時の時価評価であるとか、法案の八十一條の十の連結法人間の取引の時価評価等があるわけですが、こうした状況からすれば、連結グループ各社で判断が難しい局面というのが出てくるだろうというのは推察できるわけです。その場合、やはり税務当局に對してもいろいろと、問い合わせなり照会なり相談があるということは想像できるわけですね。

まず、実際これでやられる場合、そうした連結法人からのさまざまなそういう問い合わせ、照会等に対して的確に対応できる相談体制の充実の措置というものをやはり講じておかないことには、要するに、時価というのをどう明確化していくのかというの、最後に聞きますけれども、厳密な作業であるけれども随時やはりそれは個々の連結法人の事情に応じて、相談に対して応じなきゃならないわけですから、やはりその体制の整備というのが必要になってくるだろうと思えます。

特にそのところが気になりますのは、今回の連結納税制度、初めての試みでありますから、やはりそこは、税務執行に当たる税務職員もこのことについて十分な理解を持っておく必要があるという点では、相談体制の整備と、もう一つは国税職員の研修の充実ということもやっておかないことにはいかぬかなと思うんですが、その二点はいかが

でございますでしょうか。

○村上政府参考人 お答えいたします。

時価評価に限らず、連結納税制度は法人税法全般にわたる大幅な改正となっておりますので、納税者等から事前に広範な相談が寄せられることが予想されるところであります。

したがって、この法案が成立しました場合には、納税者等からの事前相談等に対応するための相談窓口を全国の国税局及び税務署に設置し、的確に対応したいと思っております。また、こうした事前相談に対応するために、職員研修も充実したいと思っております。

○植田委員 いずれにしても、今、時価のところぐるぐる回っているわけですが、ここにこだわっているのは、そもそもの時価の定義がいまいであるということに尽きるだろうと思うわけですね。仮に今のように税務職員による相談体制が整備されたとしても、また研修が充実されたとしても、そもそもの時価の定義がいまいな限り、問題が生じることはやはり避けられない局面があるんじゃないかということ想像するにはかたくないだらうと思うわけですね。

その意味で、先ほどもおっしゃったとは思いますが、少なくとも今回の連結納税制度で時価取引が書き込まれている以上、時価の定義にかかわって、それを明確にする、時価の定義の明確化というものが新たな課題として設定されているんだということは当然言えるだろうと思えます。そういう理解でいいでしょうか。そして、その課題をどう解決していくのか、どうやっていくのかということも含めて、展望を含めてお聞かせいただければ幸いです。

○大武政府参考人 今御質問のございました時価でございますが、現在も、連結納税の有無にかかわらず、その意味では、企業間の取引は時価によつて行われてきているわけで、適切に行われていると思っております。

ただ、先生の御質問にありますように、今まではどちらかというと、一般寄附金枠というのがあ

るので、そこで一定の、言ってみますと、低廉譲渡があつてもその中で吸収されるんじゃないかというような解釈があつて、弾力的運用の部分があつたというふうにお思いなのかもしれません。ただ、いずれにしましても、今後とも時価というのは、連結であるしにかかわらず、適正に運用していく必要があると思つておりまして、その意味では、連結納税制度の創設に伴つて御指摘のような問題が生じるか否かについては、制度導入後における我が国企業のグループ間の取引の実態等も踏まえまして、必要があればさらに検討していきたいというふうに思つていところでございます。

○植田委員 さて、連結納税の適用法人にかかわつてですけれども、連結の対象となる子会社の株式保有割合が一〇〇%になつていくわけですが、これも私は、これがあかん、このことがあかんと言つてゐるわけじゃなくて、一応参考までに聞いておきたいんですが、当然、子会社の繰越欠損金であるとか子会社資産の時価評価等々の問題がありますから、対象子会社の範囲は狭く設定する方がよいとお考えなのであれば、私もそれはそうだろうと思つています。

ですから、そこで因縁をつけるわけではないんですが、ただ、アメリカ、フランス等、恐らく今回の制度設計で一番参考になつたであろう制度を見ていますと、例えばフランスの場合、連結の範囲が九五パー、アメリカが八〇パー以上という、所得通算型を採用しているところでもそういう水準に置いているわけですし、また、我が国とは制度は異なるわけですが、イギリスでは七五パー以上というふうになつてゐるわけなんです。それぞれの国情的違いもあるかとは思いますが、今、子会社の株式保有の割合を一〇〇%としたということについての理由、考え方ということを参考までにお聞かせいただけますか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。先ほど尾辻副大臣がお答えになりましたように、連結納税制度そのものの意義が、一体性を

持つて経営され、実態に一つの法人と見ることが出来る企業ということ、グループ全体で見えていく、それを納税単位とするということに、国際競争力といえますか、そういうところの意味があるということでございます。その意味では、グループ全体を一つの課税単位として課税して、実態に即した適正な課税を実現していこう、こういうわけでございます。

こういったしますと、連結納税制度の対象となるグループ法人の範囲というのは、経営が一つの法人に支配されるとともに、利益がその一つの法人に帰属するというような意味で完全に一体と認められる親会社及び保有割合一〇〇%の子会社から成る企業グループとするというのが適当ではないかと考えたわけでございます。

また、先生の言われますとおり、確かに、アメリカなどには八〇%のところを対象とするというような例もございますけれども、その場合には、子会社のいわば少数株主が子会社の欠損金の繰越控除のメリットを享受できないといったような問題もございまして、もしそれを解消しようとしたしますと、またさらに、この少数株主の利益を考慮した制度設計という意味で、より複雑な実態は連結納税制度になつてしまふ。そういう意味でも、現時点では一〇〇%子会社を対象とするのが適当ではないか、こういうことでやらせていただいているところでございます。

○植田委員 ありがとうございます。ここで幾つか、いわば今回の制度導入に伴う税収の減収に対応した措置のあり方にかかわつてお伺いするわけですが、今回の制度導入に伴つて減収額が約八千億見込まれているということで、税収の減収を抑えるための財源措置を講じるということ、御説明いただいているわけですが、ここで一点伺いたいのは、当然その中で租税特別措置について見直しを考へておられるようですけれども、この租税特別措置については、見直すというてもその余地が限られているのが実態だと思ひます。

その点、今の話の入り口のところで、具体的にどんなお考えなのかということをごくつとまず聞かせていただけますでしょうか。

○尾辻副大臣 まず、基本的な考え方から申し上げます。

お話のとおり、八千億という減収になります。そこで、これを増減ゼロにしたい、このようにいたしました。では、八千億をどこから負担してもらふのかということでありまして、それを全体としては法人税の中で行う。そして、それをまた、一つは、この制度を導入したところに負担していただく分が一つ。先ほど来お触れになつております付加税などがそれでありまして、それからもう一つ、これは導入されていきな会社も含めて、法人税全体で負担していただく分をもう一つ。この大きな仕組みの中で考えたところでございまして。

○植田委員 あと、他の財源措置の中で、ちょっとこだわつて聞きたいところがあるんです。

退職給与引当金の廃止にかかわつてですけれども、これは、連結納税を採用した、選択した企業、そうでない企業、それぞれ適用されるわけですが、この退職給与引当金の利用割合というのは、中小企業、資本金一千万以上一億円未満の中小企業でも三〇%近く利用されているわけですね。しかも、実際に、いわば労働集約型の産業、例えば、ホテルとか百貨店とか、流通、サービス、そうした分野では、企業規模に比べて従業員が多いわけですから、負担は重くなるわけですから、当然、これは廃止の影響というのは決して小さいとは言えないだろうと思ひます。しかも、この退職給与引当金制度自体がこの数年、四年前ですが、九八年の改正で累積限度額が期末要支給額の四〇パーから二〇パーに引き下げられていまし、要するに、現在、経過措置によつて段階的な引き下げの過程に、最中にあるわけですね。

にもかかわらず、今回、この八千億の減収への対応の措置として、なぜ一挙に廃止なんでしょう

か。これは、与える影響は決して小さくはないということはお認めになつておられるでしょうから、なぜ今回一挙に廃止する必要があるのか、その見解についてお答えいただけますか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

先生御存じのとおり、退職給与引当金制度は、中小企業も導入はしておりますけれども、やはり大企業を中心に利用されている。しかも、利用している企業と使用していない企業とのアンバランスが生じているということ。それからさらに、この退職給与引当金自体が、外部拠出がありまして単に会計上の引当金でございますから、ある意味でいうと、最近施行されましたいわゆる確定拠出年金とか、あるいは確定給付年金の方が、労働者の受給権保全という意味でも寄与する制度であるということから、やはり法人税制改正の基本的な方向としては、こうした退職給与引当金制度などは見直していく、廃止していくというのが筋であつて、そういう意味では、この連結納税制度導入に伴う税収減を補つてゐるために廃止をやらせていただこうと考えたものでございます。

なお、この退職給与引当金の廃止に当たりましては、確かに先生の言われますとおり、企業によつてなお大量にまだ積んでいるところもあるというふうなことも考慮いたしまして、一挙というわけにはいきませんから、段階的に四年間で取り崩す。なお、中小企業に対しては、特に経営の影響を考へて十年間という期間で取り崩していく。その間には、むしろ制度設計としては、そういう確定拠出型年金なり給付型年金制度という外部拠出の方へ移つていっていただきたい。そういう趣旨も、制度として、仕組みの上ではあるということでございます。

○植田委員 そもそも、この退職給与引当金の問題点が指摘されておること、それはよくわかつていますし、そういうところがあるから段階的に引き下げてきたことも十分理解はしているわけです。ただし、前段で言つたみたいに、では影響がありませんとは言えないでしょうということ

私は申し上げているわけです。

というのは、例えば、中小企業家同友会等も、当初は政策要望の中で連結納税の導入にも反対というお立場でありましたが、この退職給与引当金の廃止というものの甚大な影響について指摘をされておられることは十分御承知だろうと思うんです。そんな中で実際、もう一つは、その廃止という措置が、連結納税を選択した企業だけではなくて、しないところも適用されるわけですから、あるデータによれば、大体廃止だけで三千億ぐらいの企業の負担がふえるという指摘もあるわけでございます。

ですから、今回、確かに中小企業に対する経営への影響の配慮というものは、やっていないとは言いません、それはやっているわけですからけれども、ただ、企業が、会社が、事業所が退職金という制度を設けている限りにおいて、何らの形でやはり企業は必要な支払いに備えて積み必要性はあるわけです。そうすると、中小企業の立場からすれば、これは増税やないか、こういう意見があつても当然だろうと思えますね。これはどうですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。個々の企業にとっては、一定期間ではあるにしても、その退職給与引当金を取り崩していくというところで、そこに税金がかかってくるという意味では、確かに増税になるということかと思えます。

ただ、先ほど来申し上げますように、その意味でもっと早くに、一挙に、流れとしては退職給与制度というのはむしろ見直すべき制度だから、もっと短期間にこれを実施してはどうだという御意見もいろいろ御議論の中には出たわけですが、我々としては、むしろ決定の段階までの間に四年間、そして中小企業は十年間というタイムスパンで、一時的な負担増、増税というのを少しでも緩和したいという思いでやらせていただいているということでございます。

そういう意味でも、逆に言えば付加税のような

ものを連結納税を採用できた企業の方にもお願いせざるを得ない、そうしたバランスも考慮させていただいて、この財源措置をとらせていただいているということでございます。

○植田委員 だから私も、中小企業等に対する影響に対して配慮はされているということは認めた上で、お伺いしているわけです。ですからここは、結局中小企業の側からすりや増税やないかとわれりや、そうですと答えざるを得ない部分です。

そこで、もう一つちょっと理屈だけ言えば、実務として、中小企業、法人等の引当金を取り崩す、廃止ということは、当然従業員のための内部留保の引当金というのはなくなることになりますね。そうすると、例えば私がその従業員であれば、当然ながら、労働組合の側からすれば、要支給額の退職金支給の要求というものをやはり強くさせますね、ないわけですから。

さあ、そうなたたきに、では、従業員全員に退職金の要支給額の全額を支払うことができる、そんな中小企業があるんじゃないか、これは到底思えないわけです。この事実認識はどうですか。

○大武政府参考人 今御質問になられた件に関して言えば、先ほど申しましたように、やはり内部拠出、いわば内部で蓄えるような退職金というのは、ある意味では労働債権、労働者の受給権保全という意味では、資金繰りの中に消えてしまっておりまして、むしろ流れとしては外部拠出へのその額を持つていくというのが筋であろう。そういう意味で、言ってみれば、多くの企業でもそうなっているやに聞いておりますけれども、むしろ確定拠出年金制度あるいは給付年金制度という方向へ行くということを、いわば流れとしてはとらえているということでございます。

○植田委員 そのことはわかって聞いているんです。だから、質問の冒頭、理屈だけ言わせてもらえばと言ったでしょう。

だから、今言うた質問をストレートに聞いてもらったら、要するに、では、そのときに要支給額

の全額を支えるような中小企業がありますか、どうですかという話だけを聞いているんですよ。そのお話はわかった上で聞いているわけだから、そこだけ答えてくれりやいいんです。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。いわゆる退職給与引当金制度というのは、やはりある一定の契約に基づいてつくっている制度でございますから、これをこういう十年間という間に、言ってみれば、この契約の内容を変えていくということが裏側にはあることだと思えます。

したがって、その間をチャラにするということでは多分なくて、言ってみれば少しずつそれを変えていく形で、その退職される方にはもう既に払わざるを得ませんでしから、そうでない方はそちらへいわば財源を移すという形で、経過的に移していくことになるのかと存じております。

○植田委員 要するに、支払うことができるんですね。それは契約を変えていくわけですから、ほかへ財源を求めましょうということ。

だから、こは、私はそんなんでできるんかと思うんですが、あるという認識を前提にされているということですね。要するに、払えるということとを前提にされている、そういう御理解だということに受けとめていいんです。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。この退職給与引当金というのは、制度があるか否かにかかわらず、資金繰りが困難してしまっているところでは、はつきり言えば何の財源もないわけですから、この制度切りかえの有無にかかわらず、払えないというのはもちろんあり得るだろうと思つています。

ただ、これによってそれがいわば加速するかと、いうと、こういう制度を移すことで、外部拠出で債権が確保できる仕組みに移していくことによつて、植田先生の言われた、むしろそこを担保する意味でも、そちらへ移していくことが望まれているということなのではないかと思う次第であります。

○植田委員 時間が過ぎてしまっていますのでやめておきますけれども、だから最初に、理屈だけ言わしてもらったと。だから、内輪話をすればレクのときも、実態はわかった上でそこは聞かしてもらいまつてということなんで、そういうことで私は聞いておつたわけですよ。時間がありませんから先へ行きますけれども。

さて、これは見解だけ聞かせていただければいいんですが、これは中小企業家の同友会が、仮に退職給与引当金を廃止するんやったら、応能負担原則を法人税に適用して累進税率を導入したらというふうな、そういうことをおっしゃっていたと思うんですけれども、要するに、中小企業の立場からすれば、法人税に累進税率を導入することにかかる中小企業への影響を防止できるんじゃないかというふうなお考えだろうと思うんですが、こうした問題提起というのは、どんな見解をお持ちでしょうか。参考までにこれも教えていただければ。

○尾辻副大臣 もう既に御案内のとおりでありますけれども、この中小法人に対する軽減税率、このところ、すなわち平成十年度、十一年度、大幅な引き下げを行ったところであります。これに対する政府税制調査会の答申が平成十二年に出ておりまして、何と言つておるかといいますと、法人税制は企業の規模、形態に対し中立的であることが望ましく法人税率は単一の比例税率が適当であること。二つ目に、税負担回避のための会社分割を招く懸念がある、あるいは中小企業に対して既に税制上さまざまな特例措置が講じられている、これは最初に申し上げたようなことであります。こうしたことなどを考慮すると、むしろ基本税率との格差を縮小する方向で検討していくことが適当である、このように言われておるわけでございます。

したがって、今先生仰せのように、中小企業への配慮として累進税率を適用することは適当でないかと私は考えております。

○植田委員 ここで財務大臣に聞くことが幾つか

あるんでよろしくお願いしたいわけですが、本来、連結納税制度というのは減税を目的とした税制でないことは言うまでもないわけで、企業の経営や組織形態に対する中立性の観点から導入される制度であらうと思います。ですから、連結附加税があるからというレベルでもそもそもの制度が論じられるということ自体、もしそういうことが論じられる場面があるとするならば、それは私は余り感心しないわけです。要するに、連結納税の制度自体についてはもうちょっと高尚な議論は必要だろう、私はそんな高尚な議論ができるわけじゃありませんが、必要だろうと思います。

そこで、これは本会議でも取り上げられたと思うんですけども、先月の話になりますが、四月の十一日の日経では、塩川財務大臣が経団連の会長との会談で、法案成立後の早期見直しを示唆するような発言を行ったということでございますけれども、これは事実なのかどうなのかということ、仮に事実だとするならば、どの段階でということをお考えなのかということをお答えできる範囲でまずお聞かせいただけますか。

○塩川国務大臣 経済団体との話をしましたときに、そういう話題が出ましたことは事実でございます。しかし、その中で、若干きちつとしたお話をさせていただくと、私はそのときに、ぜひこれを実行したい、だから早期成立に協力していただきたいということをお願いいたしましたし、もし実行するならば、それは必ず国際的にもあるいはまた企業の再編成にも有効になるだろうと。ただし、附加税であるとかいろいろ条件があつて、世上その点がいわゆるネガティブな条件になつておるといふようなことを聞いておられるけれども、経済界の方では、そういう場合はぜひひとつこの附加税の問題は考えてほしい、撤廃してほしい、そういう要求があつたことも事実でございます。

があるとするならばやたらどうだろう、初めからこれを附加税を取り除いてくれとおっしゃれば、それはちよつと今のところは無理ですけども、実行してみても、原因は何なのかということも実態はどうなのかということもできるだけ早く私も調査いたしますから、その結果に基づいて検討させてくれということをお願いしました。そのときに、経済界の方も、それは当然のこと、だからできるだけ早く導入するようにお互いに協力しようということになつたわけでありました。

○植田委員 詳しく伺ひてきましたが、要は、現行の政府が提出している法案の中で、今具体的におつしやつたように、連結附加税というのはどうも、これは二の足を踏む大きな要素になつておる、そして、これは何とかありませんやろかという趣旨の話が経団連の側からあつたことは事実である。しかし、塩川財務大臣は、まず今回のこの法案を成立させていただきたいということ、強く言つた上で、その法の運用状況を見ながら、もし問題があるならばそれはいろいろな原因も調査して、そしてそれはまた今後の課題として考えましようという、非常に教科書的な話はきちつとされたということですが、要は、この種の話というのはいろいろ伝わりますから、例えば、大体おたくさんの言うことはようわかつてますね、まあとりあえずこれは通しておくんははれや、通した後、またいろいろ相談しようやという話なんです、その二ニュアンスがやはりやぶれること、大きな、個人情報保護法の修正の話みたいなことにもなりかねないと思います。

今のお話が事実であるならば、うそや言うたかて、私、その中に入つて聞いていないわけですから今の大臣のお話を信じていないわけですから、ただし、あくまでも財務大臣御自身としては、経団連を含めて、今回の法案に不備があるじゃないか、若干やはり我々としては乗れないところはあるという問題提起を受けとめつつも、今回の法案が現在考えられる法案として最大限、質

の高い完璧なものだというふうに自信を持つておられるんですね。そこはもう一回、簡単な話ですから。自信を持つて出されてるんですね。

○塩川国務大臣 その中で、経団連の方からの意見は、この連結納税を実際待望しておるところと、いや、これに関しては余り無関心だということ、つまり対象の企業がないということもその意見の中に出ておりました。ですから、その点が、経団連の方でも正確にどれだけのものが希望してどうだということとはわからないだけども、しかし、そういう附加税が障害になつていて、このことのいわば発言はよく聞くので、そこらはひとつ考慮してみたらどうかという意見でございましたので、経団連の方も、この法案が成立して、一回実施状況を見た上でいろいろな意見を言いたい、こういうところだろう。私は、その点で一致したと思つております。

○植田委員 わかりました。そこはきちんと話をされたのであろうということ信用するしかありませんから、そういうことで受けとめておきます。

いずれにしても、当初積極的であつた人々が、さあ実際の導入になると及び腰になつてゐる部分はある、その大きなポイントがこの附加税にあるということ、これは事実認識として共有できると思うんですが、あともう一つ、ついでで聞くわけじゃないんですけれども、財務大臣にお答えいただきたいのは、二つあります。

一つは、いわゆる外形標準課税等にもかかわつてですが、担税力のある赤字法人への課税ということについて、今後、財務大臣、どんなふうにお考えなのかということ、あと、特に政府税調等々で、赤字法人への課税にかかわつて現段階でも議論が行われていることがあれば、教えていただきたい、御説明いただきたいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○塩川国務大臣 赤字法人が最近非常にふえまして、全法人の中の七割近くが赤字法人だということ聞いておりまして、これはちよつと異常だ

と思つております。しかし、全くそれでは赤字法人はなしでいけるかといつたら、そうでもない状況でもあります。

そこで、赤字法人の実態は一回よく調査してみ必要があるだろうと思つておりますが、一つは、最近におきまして、特に中小企業等においては、個人所得とそれから法人所得との間の均衡をとる、そういう税会計をやつてゐるところもあるように聞いております。そういうようなところは、やはり法人は法人会計としての正当性を維持してもらいたい。その分とそれから所得税との関係というものは、やはり歴然とした判断でやつてもらいたいと思つております。そうすると、赤字法人は相当減つてくるのではないかなという感じもするのでありまして、税務対策の上の経理処分というものを明確にしてもらいたいということ。

それから、もし、それでもなお赤字法人対策をあえて講じなければならぬということになるとするならば、やはり均等割、応益性に基づいた均等割というものをもう少し法人全体が負担してもらふことを考えたらどうだろうか。

法人であるからということで相当優遇しておるようなこともございますけれども、しかし、企業活動の主体は法人なのでございますから、そしてまた、いろいろな行政上の便益を与えておるのは、法人が活動しやすいように、経済活動がしやすいようにということの重点を置いた施策が非常に多いものがございますから、そうであるとするならば、法人の負担ももう少し均等割の面で負担してくれらうだ。そういう感じを私は持つております。

○植田委員 大臣のお考えは非常によくわかりました。きょうはそのことについて審議する場ではありませんので、基本的なお考えを承つて、それを受けとめて、また私なりに勉強したいと思つております。

あと、最後、時間がありませんので、幾つか予定していた質問はしよりながら、数点だけお伺ひして終わりたいと思うんですが、まず一つは、

地方税の関係についてです。

今回地方税について適用除外としたということは、今の地方税の制度的枠組みの中で当然なじまない、地方税というものを連結納税制度の中に入れ込むことをそもそ最初から念頭に置かないというか、出発点でそういうことは考えていないということは、この間、法案をいろいろと事前に勉強させていただいたところで十分承知しておるんですが、二点だけ、まとめてお伺いします。

一つは、税制の基本である簡素という観点からすると、結局、今回こういう形になっていて、事務負担が増大が危惧されるということはあるかと思えます。その意味で、法人の納税事務に負担がかかるということがやはりあるのではないかと。結局、国税は企業集団が課税単位、地方税は単体法人が課税単位となるわけですから、そうした法人の納税事務に負担がかかるんじゃないかということ。

それで、これはまた今度徴収する側の、課税者たる自治体にとっても負担がかかるおそれはないのかということ。

こうした事務処理上の問題と、もう一つ、地方税という雑誌の、雑誌というか、私も余りこんな雑誌、読まないのですが、今回やるのでちょっと引つ張ってきただけなんです、去年の秋だったかな、総務省の担当課長の方が、実際に連結納税をそのまま仮に採用すると四千億円ぐらいの減収が出かねないという発言をなさっておられるのですよ。ということは、制度設計として地方税は除外してということなんだろうけれども、実際これで減収がどれぐらいになるんかとかいうことを積算されたのかな。もしやった場合どうなるのかなというところを、それなりに検討されていたのかなというふうな疑問も生じるので、その点二点、お答えいただけますか。

○瀬野政府参考人 地方税の関係についてお答えをいたします。

地方税につきましては、今お触れになりましたように、連結納税制度を遮断するという基本的な

方針に立つておるわけでございます。

その場合の地方税の仕組みにつきましては、納税者なり課税庁、双方の事務負担も十分考慮に入れまして、基本的には、法人税の連結所得金額及び連結税額の計算過程におきまして、連結グループ内の各法人に配分される所得金額なり税額をもとにして、地方税の課税標準を算定する仕組みとしたいというように考えておるわけでございます。そういたしますと、法人税の計算過程において出てまいりますので、できる限り簡素な仕組みということになる。そのことを通じまして、納税者なりあるいは課税庁の方の事務負担というものが軽減されるのではないかとこのように考えております。

もちろん、これまでに比べて若干複雑になる面は否めないわけでございますけれども、制度の周知に努めまして、円滑な事務処理が行われるように努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、二点目といたしまして、減収額、仮に連結納税制度を導入した場合どういう影響が出るのかということでございます。

現行の地方税体系のもとにおきましては、連結納税制度を採用していないわけでございますので、一定の制度を前提とした試算は行っていないというのが基本的な立場でございますが、仮に、現在の地方税の税率を、単純に法人税の減収をもとにして、それに計算を掛けまして、計算を粗いベースでいたしますと、現在、国税の方では四千億円程度の減収という数字が出ておりますので、それに対応する数字としては四千億という数字が出てくる、こういうことでございます。

○植田委員 では、この制度の導入に伴う執行体制の整備ということで最後に一問お伺いして、それで大体時間が終わるようですから締めたいと思うのですが、いざいざにしても、親会社を管轄している国税局、税務署と、子会社を管轄する国税局、税務署が異なる場合が通常だろうと思われるわけですが、連結子会社の法人税調査等とい

うのは、当然、連結納税に係る納税地を所轄する国税局、税務署で、親会社の調査等とともに実施するということになるだろう。

とするならば、税務行政の効率化から、税務調査を実施するに当たって、親会社を管轄する部署と子会社を管轄する部署との、申告内容の確認であるとか調査のための連絡体制というものをとらなきゃならんようになってきます。この辺は、一つ重要なポイントになると思います。

ということになれば、例えば、調査するとき等を初めとして、通常の執務においても、親会社を管轄する部署、子会社を管轄する部署、これが常に緊密な連絡調整をとる、そういう機構というものが充実されなければならぬことは、これは言うまでもないことですね。

また、税務当局の側からすれば、実際の個別会社の調整事項の把握であるとか、例えば内部取引や子会社株式の帳簿価格等の継続的な管理、また連結所得、連結税額の計算、納税額の配分、各種税務関係の届け出書、申請書など、こうしたものを全体として体系的に管理をする必要がある。当然これは、今回の制度を導入すれば事務量が増大するわけでございます。

そこで、最後、私も何度か、いつも聞いていることなんですけれども、常に適正、公正な課税の実現に向けて国税の職員の皆さん方が汗をかくて努力をされておられる。連結納税制度の導入というの、もつと汗をかくてくれという話なんです。それから、それに見合った、やはり従前にも増した定員の確保、そしてまた機構の充実、機械化、IT化の促進というものが、今回の連結納税の制度の導入と当然セットで検討されるでしょうし、検討されておられると私は確信いたしますけれども、これについての御決意、また御見解をお伺いします。

○村上政府参考人 ちよつとはしよつて説明いたしますが、今御指摘のように、親会社を管理する局署と子会社を管理する局署は違ってくるというのが連結納税の一般的な姿だと思います。したが

いまして、納税者管理に当たりましては、個々の法人ごとの管理に加えまして、グループ全体の管理を、これはシステムの行うべく考えておるところであります。

さらに、連結納税というのは、個々の会社の所得の変動が必ず連結所得全体に影響する、こういう仕組みになっておりますので、その間の連絡体制が必要になってまいります。したがって、単にシステムの管理のみならず、指揮命令系統であるとか事務処理体制の統一性とか、そういったものを図るべく準備を考慮しておるところであります。

○尾辻副大臣 お話しになりました事情は私もよく認識をいたしておりますので、所要の執行体制の整備を図り、的確な執行に努める所存でございます。

○植田委員 時間が参りましたので、以上で終わります。

○坂本委員長 次に、小林憲司君。

○小林(憲)委員 民主党の小林憲司でございます。

本日は、法人税法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

まず、質問に入ります前に、きょうは税のお話でございますので、一つ財務大臣にお伺いしたい点がございます。この大変な状況の中で、日本国民が一生懸命国のために働いて、自分たちの家庭のために働いて、そして国のためにも税金を納めておるわけですが、その税金がODAという形で海外に出されている。今、昨今起こりました中国での大使館の問題等あります。こういう場合に、ODAを直ちに私はやはり打ち切るべきではないか。これが一つの日本の政策であり、そのための、ずっと近隣諸国との関係を保つために、我々日本人が働いたお金を納めた税金で諸外国との関係をつくつてきている。その諸外国との関係が余り良好ではない、またはそれに対しての意思がない、または意見がないという場合においては、これを直ちに打ち切るのが筋ではないかな

と私は思うんです。

財務大臣は、予算を決める采配権というか、ございいます。どのようにこのODAの件、中国に対してとりあえずこのまましていくのか、また、中国が発展途上なのかどうなのかも含めまして、お考えをお伺いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○塩川国務大臣 日中国交回復いたしまして三十周年を迎えるという、非常に意義ある年になってきております。その間、日本が中国の発展のために協力してきたことは、私は相当評価されているのではないかと考えておまして、また、現に中国がその成果を確実にあらわしてくれておるということも、我々、同様の喜びを持っているものです。

つきましては、経済がこれほど発展してまいりまして、中国が経済的にはもうそろそろ先進国になつてもらつてもいいという感じで、特にWTOに加入されて以降の活躍というものは刮目して待つものがあるんじゃないかと思つております。そういうあるとするならば、従来からの中国との取引に、やはり考え方も一つの整理をする時期に来ておる、私はそう思つております。

今までは、中国の経済の発展、すなわち民生の向上、生活向上というところに重点を置いた援助というものと協力であつたと思つてございいます。これからは、中国全体、広いところでございいますから、部分的になお人道的な問題として残つておる問題を向上発展するための必要なもの、あるいは、特定の地域の人材養成であるとか、そういうことに局限した見方で、そういうところになおかつ中国が積極的に対応するための援助ということであるならば、我々も協力すべきであると思つておりますが、一般の経済発展のための対策としての協力ということは、この際、十分に反省し、協力したらいけないか、反省の上で立つてやつたらいけないか、それは、やはり基本はお互いの経済協力という、お互いがメリットある経済の協力に重点を置いて考えたい

のではないかと、私はそういう考えを今持つております。

○小林(憲)委員 ありがとうございました。日本にはツルの恩返しというお話があります。中国の人たちもその気持ちがあるのかなと思つておりますが、きょうは大変貴重な御意見をありがとうございました。

私は、連結納税制度の導入は、企業の競争力回復のための努力にこたえるものとして位置づけられるべきものだ、そう考えております。したがつて、連結納税制度は当然構造改革に資するものでなければならぬと考えますが、どういふ点で構造改革に資するのか御説明をお願いできますでしょうか、財務大臣。

○塩川国務大臣 これはしばしばこの委員会におきまして尾辻副大臣から説明させていただいておるところでございしますが、まずは、やはり経済がグローバルゼーションしてまいりました。それに対応するものとして、日本の国内制度も、独禁法の改正であるとかあるいは企業会計のあり方と、いろいろ変えてまいりましたし、以前におきましては、既に会計上の連結納税制度を認めるということになってきております。

そうすると、この際に、本当に真に資本関係も取引関係も一〇〇%同じ子会社であるとするならば、これはグループ企業として見た方が、それぞれの企業が多様化の活動ができるということを保障することにもなるということもございします。また、その方が実際の利益関係を把握するのに合理的ではないか、そういう考えで連結納税制度というところを踏み切つたということもございします。そのことは、やはり経済社会の構造改革に大きく寄与してきておる、だから、改革なくして成長なしという小泉の方針にも一致してきておると私は思つております。

○小林(憲)委員 我が国におきましては、まだアメリカと比較しまして新規企業の開業というものが少ないように思われます。停滞している我が国の経済の活性化のためには、さまざまな事業分野

で新たな企業が次々と生まれるような土壌をつくつていくということが必要ではないか、そう思つております。

そういう意味で、連結納税制度は、企業が新規投資を行う際に際して当初発生すると予測される赤字を親会社の黒字と相殺することが可能という制度であり、企業の新規投資を促進する可能性が、これは素直に評価してよい点だと私は思います。話は少し法案とはそれますが、新規投資をふやすためには、連結納税制度だけではなくて、ベンチャー支援のためにさまざまな政策努力をする余地がまだあると考えております。税制面でもベンチャー支援のために現在どのような制度が設けられているんでしょうか。御説明願ひします。

○尾辻副大臣 ベンチャー企業を支援いたします税制上の特例措置というのは、大きく二つございします。一つは、企業そのものに対する特例であります。それからもう一つは、そのベンチャー企業に対して出資をする、投資をする人々への特例でございします。

まず、その企業に対する特例でございしますけれども、中小創造法の対象法人が取得する事業化設備に係る税額控除や、これは七%でございします。特別償却三〇%、こういったような制度が一つございします。

それから、もう一つ申し上げました投資する人々への特例でございしますが、これは、そういうベンチャー企業ですからリスクも大きいわけでありまして、損が出た場合の特例と益が出た場合の特例とがございします。

まず、損が出た場合の特例でございしますけれども、個人投資家が特定中小会社の株式を取得し、上場等の日の前日までに譲渡等により損失が生じた場合に、翌年以降三年間、株式譲渡益から繰越控除を認める措置がございします。これは損が出た場合であります。それから、益が出た場合ですけれども、その投資した特定株式の売却益について、一定の要件のもとで、その税負担を通常の場

合の四分の一に軽減する措置がございします。こうしたものでございします。

○小林(憲)委員 ありがとうございます。

このような支援措置については、その必要性を考慮した上で、さらによりよい措置となるよう検討を続けていただきたいと思つております。

企業の活動を活性化させるためには、新規の会社をつくるだけではなくて、企業が子会社や分社化したり持ち株会社をつくつたりといったさまざまな行動を自由にとることができるようになるべきであると私は考えております。

こういった意味で、先ほど説明がございましたが、連結納税制度の意味合いは大変大きなものとなつてくると思ひます。しかしながら、このような意義を持つ連結納税制度の創設に当たつて、先ほど来この話がずっと出ておりますので、一例を私ももう一度お伺いしたいと思ひますが、連結納税制度の利用が減少するような連結付加税が導入されております。これまで何度も御説明もありましたが、もう一度、整理するという点でよろしくお願ひいたします。

○尾辻副大臣 これは何回もお答えしておるところでございします。この制度の導入により八千億の税収減が見込まれる。現下の大変厳しい財政事情でございしますから、率直な表現をさせていただきますと、これを増減ゼロにしなきゃならない、こういう措置でございします。

〔委員長退席、中野(清)委員長代理着席〕
○小林(憲)委員 今まで何度か、日本経済は立ち直る機会があつたと思つております。今回も、この連結納税制度、活用によつては非常に活性化を招くものだと思うんですが、例えば、前も公共投資の拡大ということがございしました。悪循環に入つていた経済でありましたが、公共投資の拡大ということで日本の経済を刺激して、日本国内での資金の循環拡大を誘導しようということであつたと思つておるんです。景気は拡大基調に転じて、消費もふえていくことで、不良債権問題も徐々に解決していくだろうというところでそういう処置をとられた

んですが、確かに、一九九五年と一九九六年は、日本経済はわずかながらも好転を示したんです。でも、このときに日本政府は消費税の引き上げをや、特別減税の打ち切りを実施し、そしてまた財政構造改革というものを実施した。せっかくいいふうになってきたものが、またそこで総花的に出る政策によって打ち消されていってしまう。ですから、前回私が質問させていただいたときに、パッケージで政策とその長期的なプランをというお話をさせていただいたと思うんですが、また今回、そういうことで逆のものが出てきて、それをどう処理するかという間に景気がまた立ち直るチャンスをついつ失つてはいけないと思いますので、何度でも皆さんから質問されていることなので、これ以上はこの話はしませんが、ぜひともそのことは、財務大臣もよく御存じだと思いますので、よろしくお願いします。

厳しい財政状況とのことでもありますけれども、近年の経済の停滞や法人税率の引き下げ、法人税率もかなり低下していることだと思いますが、近年の法人税率の推移について、大体どれぐらいの推移で今動いているのかということをお願ひしたいと思いますので、大武主税局長、お願いします。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。法人税率の近年のピークというのは平成元年度でございます、十九兆円という税率がございました。その後、景気の低迷等々ございまして、平成八年度は十四・五兆円という数字でございまして、その後さらに実施されました法人税率の引き下げというようにございまして、一応今、十二年度においては十一兆七千億円で、ピークから見まして相当の下げとなっていることとございします。

○小林(憲)委員 この下げ率というのは、主税局長は、予測といいましたけれども、大体見通しとしては今後どういふふうになっていくと思われるでしょうか、御意見をいただけますでしょうか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。ちなみに、今、十二年度十一兆七千億というところで見込ませていただいております、十三年度は補正予算で十一兆二千億ぐらいと見込んでおるわけです。

ただ、現下の状況を見ますと、はつきり言いまして、三月決算法人が全く出ておりませんので、まだ明確なことは申し上げられませんが、ただ、企業収益見通しは、昨年度の補正予算を組みましたところに比べましてさらに相当悪化しているようでございまして、かなり厳しい状況にあるのではないだろうかと思っております。

多分、これからの法人税率ということで申されれば、今、赤字法人が七割、しかも大法人においても五割近くが実は赤字法人になっているという状態でございまして、さらに、いわゆる移動価格税制等いろいろな努力はしておりますけれども、国際的な課税のいわば漏れみないなものもかなりこれから広がっていくということもございします。そういう点で見ますと、かなり厳しい状況が続いていくのではないかと。

かつ、法人に關して申せば、累積欠損がそれこそ非常に膨らんでおるものですから、単年度で少々赤字になつても、税を納めていただけの状況になかなかないという事態もあるのかと存じております。

○小林(憲)委員 今のお話、大変厳しい状況だということ、法人税による税率を確保するためには企業活動がとにかく活発になつていかなければいけないというのが基本だと思ひます。企業が収益を上げることがとにかく必要であるということだと思ひます。そのために、連結納税制度の活用によつて民間企業が元気になることがぜひとも必要でないか、そういうふうに思ひます。

連結納税制度の導入が減収をもたらすことも事実ですが、制度の活用という観点で重要でありますし、せっかく設けた連結納税制度の意義が失われることは、正直言つて、大変もったいないと思つております。今後、付加税などの財源措置

はどのようにあるべきか、その辺はどのようにお考えでしょうか、財務大臣、お願いします。

○尾辻副大臣 先ほど来お答え申し上げておるようなことで、付加税ということ措置いたしておるわけでございしますけれども、これは当面二年間の措置でございまして、二年後におきまして、制度の実施状況や財政状況を踏まえ、そのあり方を直直すことといたしております。二年後の見直しといたしてあります。

○小林(憲)委員 連結付加税については、連結納税制度が活用されるために早期見直しが必要であるというふうにも私も考えております。

次に、税の關係で、現在、経済財政諮問会議、政府税制調査会で、税制の根本についてどのようなべきかという議論が行われておると承知しておりますが、現在の議論の進展状況について、すべてというのはいずれでしょうか、流れるなことで御説明いただければと思ひます。

○尾辻副大臣 あるべき税制の構築に關しましては六月をめどに基本的な方針を示すことといたしております。したがひまして、現在、政府税制や経済財政諮問会議において税制全般にわたる諸課題についての検討が進められておるところでございします。

まず経済財政諮問会議におきましては、基本的な経済財政政策の観点から、受益と負担のあり方、国と地方の問題などを含めたあるべき税制の姿について大局的な議論が行われておるところでございします。経済財政諮問会議はまず大局的に議論をしておる、こういうこととございします。

そこで先般、四月十六日でございますけれども、塩川大臣からは、税制改革に関する議論の基本的枠組みを明確にするべく、いわゆる塩川三原則、こういうものを示しましたし、それから昨日は、けさの新聞でいろいろ報道されておりましたけれども、基本的な方針の取りまとめに向けてだんだん議論が集約されておりますので、民間四議員、民間議員が経済財政諮問会議の中に四人おられます、この四人の皆さんの考え方が示された、

こういうところでございします。

それから政府税制におきましては、これまで、日本経済と税制の役割や諸外国における税財政の動向、国際化、情報化と税制などの基本的な事項についての議論を経て、現在、所得税、法人税、資産税、消費税など具体的な税目のあり方、こちらは具体的な税目のあり方について一つずつ検討を進めておる、こういうところでございします。

こうした議論が深められて六月の取りまとめになる、こういうふうなこととございします。

○小林(憲)委員 大局的なものとそしてまた具体的なもの、今進められているということとございしますが、税制のあり方を考える際に、現在の状況に対応した税制をどのようにするかという議論と中長期的にどうあるべきかという、両方の議論があると考えますが、短期的には、現在のデフレ状況を考えると、景気を刺激するような措置がまず必要ではないかと考えられます。

現在議論されている設備投資減税と試験研究費減税を実施するということについては、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○塩川国務大臣 私は実施すべきだと思つておりますけれども、しかしいろいろな意見がございまして、それをやっても即効性がないと言ふ人もありますし、それからそれをやると財政上の負担はどのようになるかという検討をしなければならぬ、いろいろな諸条件がございします。

そこで、今経済財政諮問会議で進めておりますことは、もう何カ月もわたつて議論してきたこととございしますから、もう議論の段階ではなくして、総理から、この問題、個々の分野ごとに大体こういう方針でいこうではないか、どうだという提案がなされてしかるべき時期に来ているのではないかとと思つております。

おっしゃる経済刺激のための投資減税について、これは大いに検討する問題ではありますけれども、同時に財源の問題もある。ですから、そういう関連したものをどの程度でさばるかということとはもう集約した議論にしなければ、ノーエ節み

たいな、ぐるぐる回っている議論ですから、なかなか集約が付きにくいようなのが現在の状況です。

○小林(憲)委員 ありがとうございます。

同様に、日本においては一番これが国民の皆さんの関心があるんじゃないかと思うんですけれども、住宅購入の際の贈与税の非課税枠の拡大といった議論も行われておることですが、この点についても同様にお考えでしょうか。

○塩川国務大臣 住宅問題を考えます場合に、例えば土地税制等につきましてはもう既に何遍となく改正をまいりまして、軽減してまいりまして、バブルの当時よりもうんと変わってきております。したがって、以前に比べてむしろ軽減措置が有効に働いて、これ以上軽減する必要がないような状態にもなっております。

しかし、住宅を建てる、建設をするとき、その部分に対する控除問題をどうするかということ、これは若干経済刺激の面からいう必要だろうと思っております。その点についての議論は集中しておりますので、住宅投資に対する減税措置ということも考えていく時期ではあるうと思っております。

○小林(憲)委員 ありがとうございます。

我が国の経済の現状と将来の展望を考えると、銀行の不良債権問題がこれだけ大きな問題となりながらも、銀行にお金が集まり過ぎているということが大きな問題ではないでしょうか。

日本経済の構造改革のためには、株式への投資などを通じて直接マーケット、いわゆる金融市場に資金が集まるようにした方がいいんじゃないかと私は考えております。

このような観点から、株式譲渡益に対する課税については特に優遇する取り扱いがあるべきであると考えておりますが、去年、これは財務大臣も、こういう株の取引に対しては前向きにいろいろな優遇措置があるべきだということをおっしゃられていたと思うんですが、現在、このようなものに対してどのような制度が設けられているかと

いうことをぜひとも御説明をお願いいたします。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

証券税制につきましては、ただいま先生からお話もありましたように、昨年の臨時国会におきまして、貯蓄優遇から投資優遇へ金融のあり方の切りかえを行うという基本理念で、透明性、公平性の高い証券市場を構築していくという観点から、来年の一月から、株式譲渡益課税を申告分離課税へ一本化する、これにあわせて、税負担やリスク負担の緩和を図ることから、申告分離課税の税率を、現行の二六％から二〇％に引き下げる。それからさらに譲渡損失の繰越控除制度というのを導入させていただくということでございます。

それからさらに、個人投資家を証券市場へ参加していただくというのを促すために、一年超保有の上場株式の譲渡につきましては、限定的に、申告分離課税の税率を二〇％から一〇％に一段と引き下げ、かつ、百万円の特別控除制度を設けるというようなことをしております。

このほか、緊急かつ異例の措置として、今年、十四年末まででございますが、それまでに購入した上場株式のうち、その購入額が一千万円までのものにつきましては、一定要件のもとで、十七年から十九年までの三年間、売られてもその譲渡益を非課税とするという措置も導入させていただいております。

さらに、十四年度、先般成立させていただきました租税特別措置法の改正におきまして、申告分離課税への一本化に際して、個人投資家の申告事務負担の軽減に配慮することから、証券会社に設定しました特定口座を通じて行われる株式の譲渡について、所得計算、申告不要の特例を設けさせていただいたということでございます。

○小林(憲)委員 税制改革を考えるに当たって、直接金融市場により一層の充実を図るという観点を持つて税制のあり方を考えていただきたいと思います。

税制改革を考えるに際しまして、短期的な景気

対策の議論だけでは不十分なことも確かでありまして、現在の財政状況の厳しさというのは半端なものではないということは、内外、御案内のとおりだと思います。我が国の国債がボツワナなどと同じシングルAだ、格下げされていくという見通しがマーケットで今共有されているということも確かであります。

私個人としては、リスク判断の基準のそういうものは、容認というか、そういうものに対しては余り関係ないと思っておりますが、ただ、世界金融とか世界状況の中においては、やはりデイスファクトといいますが、要するに、よくはないよということ、ただそれが何だというだけの話であって、これに対して、先日もランクづけの話で少々それは余り関係ないんだというお話をされましたが、はっきり言って、そんなことは日本の国会で論じるものでもないと思っております。ただ、デイスファクトの一つではある、世界の基準ではないけれどもそういうふうな見方もあるということは、しっかりと受けとめていかなければならぬ、そういうふう感じております。

このような状態を放置することができないことも確かでありまして、格下げは将来的な金利の上昇とか、現在の国債発行額、発行年限の短期化を考えると、金利負担の上昇、これは極めて大きなものとなる危険性があります。また、政府の年金制度や健康保険制度に対する信認も、これも揺らぎます。将来に対する不安が高まるということ、これは、また個人消費の抑制につながりますし、このことが景気回復のネックとなる可能性も十分出てきます。

日本の国債、そして日本政府に対する信認を維持するということにも、長期的には財政均衡に向かうという姿勢を示すことがまずは必要ではないかと考えております。税制改革においても、中長期的には財政面に対する配慮が必要であると考えておりますが、財務省としてはその辺はどのようなお考えでしょうか、お教えください。

○塩川国務大臣 私は、国債の格付問題というのは非常に重要な問題だと認識しております。それだけに、おっしゃるような、これは公然と国会等で議論すべき問題ではなくして、これは政府の責任がやはり一番の問題だと思っております。このことからくるところのいろいろな影響、先ほどおっしゃったようなことを考えておかなきゃならぬと思っております。

ここで私は、格付の問題から、国民がやはり国債というものの認識をしっかりと持ってくれるんではないかと思っております。今まで余りにも安易に、需要創出とか財政出動をやれとかおっしゃっていました。確かに一時的にその措置は必要でございましたけれども、そういうままでも、そういう国債発行で現金化するということは、天から降ってくる金のように思っておる意識では、これは私は非常に危険だと。その意味において、国債と日本の経済との関係をしっかりと国民が考えていただく機会になると思つて、その認識を私は期待しております。

とはいって、国債の格付の問題を安易に見過していくというわけにはいきませんので、これに対する私たちの対策も講じなきゃいかぬし、また、意見として言うべきことは意見として言ってみようということ、現在、そういうスタンスで臨んでおるところであります。

○小林(憲)委員 これも目先のことでなくて、これからどんどんよくなっていかなければいけない日本経済でありますので、中長期的に財政面に配慮しつつ、短期的には経済の活性化を図るという二つの難しい命題を、解を出すことが今求められているんじゃないか、そういうふうに思います。難しい問題であることは皆さん御案内のとおりだと思いますが、ぜひともこの二つを両立させるためにも努力を払うということが必要ではないか、そう考えているわけでありまして。

この点について、中長期的な財政面の配慮と、短期的な経済活性化を図るというこの二つの両立ということに対して、何か財務省の見解がご

ございましたら、教えてください。

○塩川国務大臣 これはつまり合意というものが非常に難しいと思っております。確かに、財政が苦しいからといって緊縮一本だけではないかぬと思っておりますし、といって、それを野方図に、借入金、借金とかあるいは資産の売却によって賄うということもかえって財政を悪化させて、将来に禍根を先送りして残すだけのことになってくると思っております。

でございますから、財政にまず節度をつける必要があるだろう。それは何かといったら、やはり予算の効率的な使用を心がけるべきだということ、私たちがいたしましては、平成十四年度、まず十三年度からもう心得てやったわけでございまして、十四年度は特に重点志向の予算編成にかかりました。まず五兆円を削減するという思い切った措置を講じまして、そして、さらにその中から二兆円を新規の事業に移していく、差し引き三兆円を節約していくという措置を講じまして十四年度予算編成に臨んだところでございます。

私は、このことは、財政の節度をとったということ、それから行政の効率化を図るためにとった措置である、そう認識しております、この考え方は十五年度以降においても、これを基本として予算編成をすべきであると思っております。

一方、やはり経済の活性化、刺激ということが必要でございますので、これは予算の使い方、それから規制の緩和、そしてまた同時に税制のインセンティブといういろいろな点を複合した経済の活性化対策を講じなさいかぬので、一面だけに偏った効果期待ということではないんではないかと思っております、六月にそういう総合的な対策を決定しようとして鋭意検討しておる最中でありまして。

○小林(憲)委員 六月に税制改革の基本的な方針が示されていくこととありますが、その内容にぜひとも期待したいと思っております。とにかく、日本の国の経済のポテンシャルといえますか、実力というものは物すごいものが私は

あると思っております。ただ、それが今發揮されていない。逆に、日本人がそれに対して信じていないところもあります。これはまずは政府の責任であると思ひますし、我々の責任であると思っておりますが、なぜか諸外国の方が日本のポテンシャルの怖さというのを知っているんじゃないかと思ひますので、ぜひとも、税制改革によつてそのポテンシャル、持っているものを引き出す、そしてまた立ち直るきっかけになつていくということを期待いたしておりますので、よろしく願ひいたします。

その税のお話で、今特殊法人の問題でたくさんいろいろと問題にはなつておりますが、特殊法人であります日本政策投資銀行さんにぜひともお尋ねいたしたいのです。

先ほど、銀行の不良債権問題がまだ大きな問題であると申し上げましたが、不良債権処理の一層の促進というのは今後大きな政策課題であると考えます。現在問題となつている金融機関の不良債権処理について、これを円滑に進めていくに当たっては、貸し手側である金融機関における処理と一体として、借り手側である産業サイドの再生も同時に進めていかなければならないと考えております。このような観点から、昨年度の緊急経済対策などで事業再生関連の施策が打ち出されているということとありますが、日本政策投資銀行さんにおいて事業再生への取り組みの現状をぜひとも教えてください。

○乾政府参考人 ただいま先生お話がございましたように、日本政策投資銀行におきましては、昨年度、事業再生支援融資制度、いわゆるDIPファイナンスの融資制度を創設いたしました。昨年度の緊急経済対策でこの制度の積極的な活用がうたわれましたことを踏まえまして、制度の拡充、積極的な運用を行つております。

また、昨年十月の改革先行プログラムを踏まえまして、不良債権の正常化を図るための施策の一環として、経営困難な企業に対して、過剰な債務を削減することなどによりまして再建を進

め、金融再生と企業再生の一体的な解決を図るために、企業再建ファンドに対する出資などの事業を始めていますところでございます。

これらのこれまでの実績について、プレス発表等を行ったものの中から実例を挙げて申し上げますと、まず、DIPファイナンスにつきましても、新潟鉄工所等計十件の融資実績、融資承諾額の総額で二百二十三億円ございまして、経済社会的に意義のある事業の保全、再生、雇用の確保、これらの雇用効果を私どもで計算いたしますと一万八千人に上るわけでございますけれども、そうした雇用の確保等に寄与しているものと認識をしております。

また、企業再建ファンドにつきましては、昨年十一月にスタートしたばかりでございますけれども、本年二月にマネジメント会社の日本みらいキャピタル、また私的整理ガイドラインに沿つて再建を行う企業に投資を行うジャパン・リカバリー・ファンドへの出資を行いましたほか、東北地方の百貨店、ダックビブレというのがございますけれども、その再生ファンドへの出資を行うことを予定しております等、鋭意対応を行い、成果を出してきているものと認識しております。

事業再生につきましては、先生御指摘のとおり、我が国経済の喫緊の課題であると認識しておりますので、本行といたしまして、積極的に対応してまいりたいと考えております。

○小林(憲)委員 我が国の経済は、先日、政府の底入れ宣言がありました、現状は決して回復軌道に乗つたわけではないと思われております。

今、乾理事がおっしゃられた、それを体して、民間の銀行ですと立ち直りをやっている間にそれがまた倒産したり、こうして二次災害、三次災害になつていくようなことになることもあります。ですが、政府の銀行として、ぜひとも、何とかさういふ、不良債権になつてしまった、また経営不振になつてしまった大きな会社を立ち直らせていくというの役割として大切なことだと私は思っております。

そんな大変な中での作業だと思いますが、一日も早く金融機関の不良債権処理を行うべきは当然ですが、一方で、新規産業の育成などを通じて我が国経済の活性化を図る必要があると思っております。先ほどの事業再生以外の分野において、日本政策投資銀行は我が国経済の活性化に向けてどのように取り組んでいるのか、ほかに何かございましたら教えてください。

○乾政府参考人 事業再生以外の分野におきましても経済活性化のために積極的に対応してまいりますことは、私ども政策投資銀行の重要な任務であると認識しているわけでございます。

経済活性化のためには、例えば、御指摘の新規事業の育成ということが、これは将来の日本経済の発展のために重要であるわけでございまして、その新規事業の育成につきましても、政策投資銀行といたしまして、新技術開発に対する融資でございますとか、あるいはベンチャーファンドによるベンチャーの育成でございまして、また大学における技術移転事務所、いわゆるTLOと申しますけれども、そうしたTLOの設立、運営支援を行つてきております。

また、平成十四年度から、大学発ベンチャーに絞り込んだいわゆるインキュベーションファンドへの出資が認められましたので、これまでの本行の活動により蓄積しましたノウハウを活用しまして積極的に対応してまいりたいと考えております。

また、新規事業以外にも、この経済社会の発展のためには地域経済の活性化への貢献が重要であるわけでございまして、そうしたことから私どもの銀行は地域経済の活性化を大きな柱として取り組んでおりますけれども、例えば私どもの銀行のプロジェクトファイナンスのノウハウを利用いたしましたPFI事業の推進など、積極的に対応しているところでございます。

一例を申しますと、プレス発表をしておりますけれども、かずさクリーンシステムというのがございまして、これは、千葉県下の四市から排出され

まず一般廃棄物を一カ所で焼却中間処理することによりまして、ガス溶融炉の導入によりまして万全なダイオキシンの対策と徹底した再資源化によります総合的な環境の負荷の低減を図るものでございまして、地域経済の活性化また環境対策に支援するものと考えております。

今申し上げました、こうした新規事業につきましても、それから地域経済の活性化につきましても、種々リスクがあるわけでございまして、そうしたリスクがありますことから、民間の金融機関だけでは必ずしも十分な資金の確保が期待されない場面があるわけでございます。そうした、政策的に重要でありますけれども資金の確保が十分にされない分野につきまして、私ども政策投資銀行といたしまして、これまでに蓄積いたしましたリスク軽減のためのノウハウあるいはいろいろな金融技術を持っておりまして、それらを活用いたしまして、おっしゃいました経済の活性化のために今後とも積極的に対応してまいりたいと考えております。

○小林(憲)委員 乾理事から今お話を伺いまして、今大変な、国を挙げて何とか再生していかなければいけないというときに、やはり特殊法人の見直しという課題が出ておりますが、しっかりと、役に立つものは本当に特殊法人として頑張つて日本のためにやっていただかなきゃいけない、そしてその役割も果たしていただきたいと思っておりますし、今お話を聞きましたら、本当に日本政策投資銀行でしかやっていけないのではないかと、という点もあると思いますので、どうかそのスリム化の対象とならないように頑張つてやっていただきたいと思っております。

最後になりました。非常にトレンドな話ですが、昨日の為替ですけれども、円が下がったというよりもドルが落ちたかという感がありますが、一時百二十三円に行つた。これは、日本の景気もよくなつてきたようだという観測も入っているにしても、急激な動きであつたと思うんです。きょうは日銀の方が見えないので、これは管轄外

だとおっしゃるかもしれませんが、この日本の国というものは突然のこういう動きに対して非常に振り回されてきている。せっかく中で仕込んできている政策等、一発で外部から吹っ飛ばされてしまつていて。為替、そしてまた先日もお話ありましたデリバティブ、国際金融、マネーマーケット、マネーゲーム、そういうものに対して需要と供給だけではない世界が今非常に広がっております。

昨日もそういう意味合いで、ドルが落ちた。円が上がったのか。円が今なぜか投資家によつて上げられている。その状況で、財務大臣、これはマーケットに与えるインパクトも大臣がおっしゃればあるかもしれませんが、そこを体して、これは容認していいレベルでしょうか、どうでしょうか、どうお考えでしょうか。最後の質問になります。お願いします。

○塩川国務大臣 この問題は小林さんが専門でございますから、私から申すのもおかしいと思うんですが、私の認識といたしましては、為替は安定するのが一番大事だと思つておるんです。そして、市場原理に任ずるのがやはり対策として最高の方法だろうと思つております。しかし、この一週間前後、十日間ほど見てまいりましたら、何か意図的に急激に円が高くなつてきておる。この状況は、ちょっと客観的に見まして、何だ、異常じゃないかということはあるのではないかと思つております。

その認識に立つて、私たち今じつと状況をにらんでおるところでございます。これ以上はちよつとコメントは差し控えたいと思つています。

○小林(憲)委員 まさしく大臣がおっしゃること、私も同感を感じております。とにかく、今意図的に経済が動かされる時代でございますので、この日本の国の状況を踏まえて、まだまだ十分我が国は立ち直つていく範疇にありますし、世界的に見てもそのポテンシャルは、日本人が自信を失つていただけで、ほかの、特にアジアの諸国の人たちは十分日本の実力をわ

かつております。ぜひとも、その実力が発揮できるような政策等をリーダーシップをとつて実践していただきたいと思つていますので、どうかよろしくお願ひします。

ありがとうございます。終わります。

午後十一時五十一分休憩

午後一時一分開議
○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。佐藤観樹君。

○佐藤(観)委員 昨日、財政諮問会議が、いわば四人の意見とはいふものの、たたき台ということを出たわけでありまして。本委員会でもいろいろな角度からこの問題について議論がございました。また、これからこの問題自身は継続することでありまして、これからどういふふうにおのおの分野で発展していくかわかりませんが、答申を、答申といふかたき台を受けて、大臣として、今まで何度かいろいろな角度での答弁ありますけれども、感想なり御意見がございましたらお願いいたします。

○塩川国務大臣 税制改正問題につきましては、昨年の暮れのと時から、予算編成のときから、税制改正は十五年度実施に向けて十四年度中に基本的な方針を決めるということでした。したがつて、平成十四年度は増減税なしにして、パレレルで、とにかく現状維持のままで税制を終結さすということにいたしました。現在に至つておるのでございます。

したがつて、本年一月から税制改正に取り組む、意見の集約を始めようということになったのでございますけれども、三月中は、十四年度予算が成立するまでの間は具体的な議論については自粛しておこう、そして専ら十四年度予算の早期成立を期そうということでしたので、伏水

流としてはございましたけれども、表面的に議論し出したのは、したがつて四月以降になつておるわけでございます。

四月以降になりました。それじゃどういふところから着手したかということになりますと、税制問題の役割分担を明確にしておこうということでございます。まず、政府税調と経済財政諮問会議とのあり方の問題、そして与党三党、与党の税制調査会担当者と政府税調との関係というような、各三つのグループがございまして、その関係の調整ということをしてまいりました。

その概要を申し上げますと、まず、経済財政諮問会議においては、税の問題点の列記と、それから改正をする必要性の根本的な考え方、これを明示してもらうということとございまして、それを受けて、各項目ごとに具体的な対策を、主税局が中心となつてこの具体案を書き、それを政府税調で審議していただいて、経済財政諮問会議においてこれを是正、承認するという手順を決めたのであります。

同時に、それじゃ与党三党との協議をどうするかということとございまして、政府税調で原案が、一つの方向が決まれば、それを党並びに国民一般に対して説明するということの、そういう手順で、直接政府原案の参画には、直接的な関係はしてない、そのかわりに法案ができて国会で御審議いただく、こうなるわけでございますから、当然でございますが、そういう手順をまず決めました。

そして、四月の中旬以降は、税のあるべき姿というところで、総理から、二十年、三十年後においてもたえ得るような税制改正をしてほしい、こういう要望がございまして、これをめぐりまして経済財政諮問会議の中で、そんな長期にわたる税制の樹立ということは非常に難しい、ですから、中長期的な税制改正に踏み切るべきではないの、はいかということとございまして、総理はさらに、少なくとも、年数は言わないけれども、比較的長期にたえ得る改正をしてほしい、こういうこ

とでございました。

そこで、問題点は何かということでございましたので、私の方から問題点を提起いたしました。それは、税と公共負担でございますが、その関係、つまり、料金、保険料、この関係はどうあるべきなのか。今、国民の総負担を、公的負担を見ますと四六%になっておりますけれども、税負担は大体二一、三%から二四%ぐらいでございます、あと二、三%が料金、だから、要するに公共負担でございます、そしてあとは国債によるところの潜在的負担、こうなっておりますので、そこでこの分担をどのようにするのかということ、税のあり方の根本問題ではないかということで提起いたしました。

二番目の問題といたしまして、それでは公平に国民が分担するのにはどのような税制構成、負担区分がどういふふうになったらいのかということ、ここでございまして、ここで問題が、税の空洞化というのをどうするかという問題に焦点を絞ってきたのでございます。

同時に、税はただ公正だけではいかぬ、中立も大事だけれども、税は経済の活性化に役立つものでなくてはならないかということ、これがございまして、公正、中立、簡素という財務省の主張と、公正、活力、簡素という経済財政諮問会議との意見の調整に、一回、この辺の調整にかかってきたということでございます。

三番目の問題は、特定財源の問題について方向を定めてくれということでございまして、これは、道路財源とかいろいろ特別会計にございまして、要するに特定財源、これに対する考え方が、それから四番目の問題といたしまして、国と地方との負担の区分というふうなことでございまして、

それから五番目は、税の簡素化という問題である。

この五つの区分につきましての基本的な問題を提示いたしました。

昨日行われました経済諮問会議におきまして

は、主として活力ある経済対策をつくるのにどうするかという問題が中心でございましたのと、それと、それに並行いたしました、総務省の方から、国と地方との税のあり方というものについて提案がなされたということでございまして、この国と地方の問題はまた別途の問題として考えなければ、この問題は余りにも対象の範囲が広過ぎるので別途に考えていこう。しかし、これはあくまでも、経済財政諮問会議で基本的な方針を出して、政府税調等において検討してもらおうようにしよう、こういうことに一応はきまりました。

そうしますと、きのう行いましたのは主として経済活性化への対策ということでございまして、そのためには、公共事業のあり方ということと住宅建設、あるいはまた産業特化によるところの投資減税等をどうするかというふうな基本問題について議論をしたということでございまして、したがって、きのうはそういう経済活性化への入り口の議論でございまして、もう一度、三十日に、もつと中身を詰めた議論になるということでございます。

ちよつと長くなりましたが、概要はそういうことでございます。

○佐藤(観)委員 ちよつと大臣の中で、主税局が書きといたところは私には入らない。それがどこまでタッチしたかは別ですがね。

それで、私は、どちらかというと活力派なんです、中立というふうな時代ではないと。きのうのたたき台というのは、法人に対する課税については国際競争力を明確にするようにすべきだという文言が内容的にあるようですが、私は、それは非常に大切なことだと思つて、きょうは主にそういう視点から、大臣にあるいは主税局長にお伺いしたいのであります。

それで、大臣、失われた十年ということをこの委員会の中でもよく使うわけでありすけれども、私は、いろいろな角度からこの失われた十年というふうなものは言いようがあるけれども、一つは、たびたびここでやってまいりました金融危

機の問題ですね。これが発端があるいは結果かは別にいたしまして、財政、国、地方の六百兆の借金の問題、あるいは約四百万人近い失業者の方々の問題、そういうところいろいろ言っています、もう一つ忘れてきたのは、例えば土地が約半分の値段になったとかもつと下がったとかありますけれども、一番大事なことは、今言ったことも間違ひではないけれども、次の世代、一体日本はどうやって生きていくんだらうか、どういふ産業をもつて日本はやっていくんだらうか。

今、自動車と電機産業、こういうことでやっていると、後から触れますが、電機産業、ICなんかもかなりアメリカ、韓国に追い抜かれちゃっているという情勢の中で、一体これからどういふ産業戦略をもつて日本というのをはやっていくんだらうか。そのために活力はどうしたらいいの、か、きだというふうなことをいふ、いわば税金、もちろん個人にも出してもらうわけでありすけれども、経済の活力を支えます法人が元気がなければ次の日本というのはいくらも立たなくなつてしまふという大変危機感を持っているわけでありす。

そういう見解につきまして、きのうの経済財政諮問会議の中でもありましたし、最終的には大臣がまとめられたけれども、まとめたというのか、最後のところの結語的に言われましたけれども、この失われた十年というのは、見方によつては、結局、日本の次の戦略産業というのを見出し得なかつた。はさつと、大変な借金はいくらでも、それをほとんど公共事業、公共事業に回してしまつて、公共事業というの、百億出せばそれは百億移転するだけと思つた方がいゝのであつて、まさに民間が自力で日本経済を支えるという基盤をつくるいわばお金、助成、つまり、直接的にお金を渡すわけではないけれども、税制がそれをリードしていく、インシヤを与えていく、インセンティブを持つていく、そういう視点というのはこの十年余りなかつたのではないかと思います。

が、いかがでございますか。

○塩川国務大臣 私自由民主党の議員といたしまして、佐藤先生の言うのも全く同感ですね。つまり、過去の成功例に酔つておつて、その延長線で物事の展開を図らうとして安易な考え方をしておつて、要するに、時代が変わつた、時代の認識というものが、本当は我々も意識が薄かつたのではないかと思つております。

その一番典型的なのが金融機関だと思つてございまして、金融機関は、もう十五年も前、つまり一九八五、六年ごろからビッグバンだと口で言つて講習会とか何かやつておりましたけれども、一向にその真意をつかまらずして、そして時代の流れに刻々と流されてきて、今日、国会で金融二法を成立させたこと、あれが金融機関の決起を促し、転換を図つていった大きいきっかけになつたと思つておりました、あのときの国会の任務とリーダーシップはすばらしかつたとは私は今に思つておる次第です。

○佐藤(観)委員 今、金融危機の問題は、確かに失われた十年の出発点からそれまでの結果の集積かどうかはわかりませんが、もう一つ、人間はどこまで働かなきゃいかぬわけで、その働き場、そして日本のこの十年間におくれてしまつた国際競争力というのについて、これもまた怠つたことの一つの重要なことではないか。このことを今気がつき、かつ、さらに税制改正の中でやつていかないと、また失われた十年、合計二十年になつてしまふという危機感を私は持っているんですが、その点はいかがでございましてか。

○塩川国務大臣 追加で説明するところを途中で切つてしまひまして、どうも済みません。

まさに先生、そうでございまして、産業界の転換というものは、これは確かにありました。それは、やはり私は、現在振り返つてみますと、バブル崩壊後しばらく、古い実業家が企業を支配しておつたことだと思つております。

た、そのことが非常に間違つておつた。アメリカが軍事技術であつたところのデジタルというものを世界に公開したときに、やはり日本は情報産業化体制へと産業を転換すべきであつたのにこれをしなかつた、この立ちおくれは、おくれできたと思つておられますけれども、しかし、最近になりました、三、四年前から、各企業がそれに気がつきまして、積極的にいわばデジタルあるいはIT産業化への体制をとりつつあるということは、私は、これから十分な処置がとれていくのではない。

したがって、今必要なのは、国が、国政の中に、今後の産業はこっちへ向かつていきますよということはある程度産業分野について明示すべきだ。私は、それは先導的産業分野、こう言つておるのでございますが、それに対して、私自身としては、一つの試案として経済財政諮問会議が出しております。

それは、一つはナノテクノロジーの分野、それからバイオテクノロジーの分野、IT並びにブロードバンドの分野、昔懐かしい言葉が出てしまつても申しわけありません、ブロードバンド。それから環境改善、つまりリサイクル技術の分野、この四つの分野がこれからの先端技術として重点を置くべきではないかという提案はいたしております。

経産省は、七つの分野の重点産業分野を提示しておりますが、そういうようなものを積極的に、ひとつと税制の改正とは並行して経済財政諮問会議で取り上げてくれるように期待しております。

○佐藤(観)委員 余り細かいことを聞いておられないので残念ですが、やはりこの際、付加税の二%問題にどうしても触れていかなきゃいけない。今、塩川大臣が言われた方向性について、経産省は、医療の問題とか、今、薬というのも大変大きな業界になりつつ、製薬という問題やら、あるいはエネルギーの問題とか入れています、それ

はそれとして、今大臣が言われていることを、要するに、税の面でやはり誘導路をつくらにやいかぬと思うんですね。それには、連結納税制度というのがプラスだ、これは企業の実態において分社化した方がよりこの分野に特化して黒字企業をつくることができる、こういう発想でこの連結納税制度というのをを出してきたんだということでしょう。

ついでに主税局長に聞いていきますけれども、連結納税制度に、簡単にいいですよ、こつちも勉強していただきますよ。なぜアメリカ型を選んだのか。日米安保条約と関係ないと思うんですね、これは。要するに、これが一番、企業分割をして、おのおのグループ内から特化をして、今大臣が言われたような、これからの日本の産業をリードしていくものを特化してどんどんやっていくには、連結納税制度の中でもこのアメリカ型が一番適している、こういう判断に立つてこのアメリカ型を選択したということだというふうに私は理解しております。

簡単に、アメリカ型を選択した積極的理由及びそれについて大臣はどう思つていらっしゃるか、お答え願ひたいと思います。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。連結納税制度の検討に当たっては、実はイギリス、ドイツ型のような形も含めて議論をさせていただいてまいりました。ただ、経済界の御要望が、やはりアメリカ型のいわゆる経済交流というか、大変大きいということもございました。

特にアメリカ型の場合には、実は今回お出ししているような形で、ある意味でいえば非常に複雑な税制になるという欠陥もわかつていたわけでございますが、やはりそこは企業グループを完全に一つの納税単位として課税していくということが、ある意味で、日米という両方の、各企業の経済的な環境を考えればそれが適当だろうということとでそちらを導入させていただいたということでございます。

○佐藤(観)委員 日米の経済関係だけではなくて、本当に税というのは細部までわからぬとわからぬに等しいようなところがありますけれども、英独型の場合あるいはフランス型の場合でも、どうも読んでいる限り、企業分割というよりも赤字を黒字で埋めるといふふうに主眼が置かれていて、どうも、この企業は独立させて、グループ内であるけれども一〇〇%子会社にした方が研究やその他の体制がやりやすいという形はアメリカ型だと私は読んでいます、違いますか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。先生仰せのとおり点もあるかと存じます。

ただ、ドイツとかイギリスのようなどころというのは、確かに結果として親子間の損益通算が実現するといふところに一つのねらいがある。それに対して、企業全体を一つとしてとらえる、完全ないわば経営体として見ていくという点ではアメリカ型の方がより本格的であるということは事実だろうと思います。

○佐藤(観)委員 今事務方からそういう御答弁をいただきましたが、そういう面で、大臣が考えているように四つの分野にしろ経産省が言っている七つにしろ、いずれにしろ、日本の戦略産業というものを育成していくためには分割が必要だ、分割がやりやすいようにしていこう、前の商法の改正もございましたが、していこうということとで出されたということとであります。だから、これを経済界も使つてもらわなきゃいかぬわけですね。

これ、二年間全然使わなければ、連結納税制度という制度を使わなければ、大臣が言われた戦略産業をつくつていこうという、先導していこうということは二年間おくれるわけですよ。第一、これは法律には二年間で二%をやめますとは書いていないわけだから。

ここは大臣、先ほど大臣も言われましたけれども、欠損法人が平成二年のときには四八・四だったわけですが、平成七年から六〇%になって、平成十二年、一番新しいのは六八・四ですよ。だから、赤が七、黒が三ですよ。赤が七をいかに

黒にしていけるか。そのために連結納税制度というのをどういふふうに使つていって、赤の七を黒字の方にだんだんと持つていく、こういうことを考える、またやりやすくするのが連結納税制度なんじゃないですか。

そうしましたら、人生の先輩に大変失礼だけれども、一度これは、たかが一十億の話ですよ、これ。盛んに尾辻財務副大臣は八千億、八千億と言ふけれども、これそのものの、制度上のものは全部使つたとしても一十億ですよ。この際には、損して得とれというのを私は言いたいんですよ。損して得とれ。これ、一十億。三十兆も借金している中で、一十億、この制度を入れることによって、さらに二%の付加税をかけて全然使われない。そして全体的な戦略産業は遅くなつてくる。遅くなつたら間に合わない。きのうもNHKを皆さん見られたと思いますけれども、システムLSIというので日本はまた新たな挑戦をしていますよ。新たな挑戦を半導体でしている。こういうことが二年おくれでいくわけですよ。そういうことからいへば、戦略産業を育成していかなくちゃいかぬという発想が、大臣と私が同じならば、損して得とれ。

とにかく主税局というのは税金を取ることばかり考えている。それは職務上、そうでしょう。だけれども、芽が小さく生えたらすぐ刈り取るというのが主税局の癖ですよ、これ。芽をもう少し大きくするように育てて、そしてそれを刈り取るという、そういう発想に立たなきゃいかぬ。

だから、私は先ほど大臣が言われたから、言葉じりをとらえたようにだけれども、主税局が下書きを書いていこうのが気に入らないと言つたのは、そういう発想は主税局じゃとれないんですよ。やはりそれは政治家が、この際には目をつぶつて、一十億は借金にしろ何にしろまして、そしてこの連結納税制度というものは、もちろん例えば黒ばかりのところというのは使つても意味がないわけですから、黒ばかりのところは退職給付引当金をとられるだけの話ですから、積み立てを崩させ

られるような話で増税になるわけですからそのことは別にいたしまして、要するに、七割の赤をいかに三割の黒に持っていくか、そのための一つの手段として連結納税制度を入れようというわけですから、この際は、一千億の話ですから、損して得とれということがやれるのは政治家である財務大臣しかないのであります。ぜひその決断をすべきであるというふうに私は再度申し上げますが、いかがでございますか。

○塩川国務大臣 まさに政治家の発想でございますが、実は佐藤先生の考え方に私も非常に興味を感じております。けれどもこれは今、私は大臣でなかったら同じことを言っているだろうと思う。そこがなかなか難しいところでございまして、それには、まずしかし、私らの言っている根拠もあるわけでございまして、それはなぜかといったら、さつきもおっしゃっているように、連結納税を採用する、賛成の方が半分と、いわばネガティブな方が半分となっております。けれども、選定して調査に行つて聞き取りいたしました企業の全体を見ました場合、子会社に赤字を持っている企業が少くないということもあるんですね。

つまり、子会社が赤字のままじゃ親会社が怒られるものだから、一生懸命赤字にしていきたい。そうすると、連結納税のシステムを採用する必要がある企業がたぐさんあつた。それが調査対象になつておりますから、そうすると、どうしてもそういう会社は連結納税に対してネガティブな返事をするということになつてきている、その点も多少あると思つております。

ですから、私は、佐藤さんがおっしゃるよう、損して得とれの考え方、よくわかるものですが、まずとにかくやってみて、これは何の意味もないとか、制度として活用されておらないということになつてくれば、その時点においてずっと考えたらいいだろう、こう思うんです。

ただ、これが有効利用されているかどうかのその判定はできるだけ早くする必要があります。ぐずぐずしておつただめで、そのためには、法律が公

布され施行されましたら、直ちにそういう調査、世論の聞き取りというようなものを積極的に、本格的にやつてみたいと思つておりまして、その結果を尊重したい。これでいいというんだつたらこのままずっと二年でも五年でも続けたらいいし、こう思つておりますので、その点の御理解をひとつお願いしたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 ちよつと発言の中で、ポジティブと申しましようか、その反対のネガティブ、つまり、でも、使うというのが出てくるのは、もう御承知のように、使う可能性があるだろうなというのには二割ぐらいです、これは。ですから、考え方によつては、ほとんど使わないシステムの問題を当委員会が議論しているというのは何かばかばかしいような気もするんですけども、この二割の付加税というのが非常に大きな阻害要因になつてゐるわけでありまして。

わかるんですよ。逆の立場で言えば、後からは増税がどんどん迫ってくる。最初はいわば減税に相当するようなものになる、後から増税が迫ってくる。これは、贈与税も相続税もあるいは所得税も、何もかも全部含めてなってくる。それはなかなか国民から見ると難しいだろうなと思う大臣の立場もわかるが、しかし、もつと大きな、国際競争力という戦略から考えると、一千億というの、我が国財政からいつたら、三十兆も借金している国からいへば、それをこの一千億に回す、そのぐらゐのことはできるんじゃないか。そうしたら、どんなに使えばそれこそ企業が活性化するのであつて、そういう手法をとるべきだというふう

に私たちは考えているわけでありまして。どうせ、そのまま聞いても答えは一緒ですから、時間が経過をいたしますので。
現法律では、これは海江田理事には何も言つていませぬけれども、二割の付加税というのはとりあえず、とりあえずですよ、二年という法律になつていますね。一度それならやってみて、余りにも惨たんたる状況で使う人がおりやせぬといふときには、一年後にはこの付加税を撤廃するといふことも余地にありますか。

○塩川国務大臣 実態調査いたしましたして、そのような意向があれば敏感に対応したいと思つております。

○佐藤(観)委員 次に、主税局長に聞きますが、企業グループ内の内部取引、いわゆる寄附の取り扱いの問題であります。

簡単に確認ですからいいんですが、寄附、内部取引といつても、固定資産、あるいはノウハウなんかも含めてサービス、それと、今は知的財産権ということが非常に大きな要件ですよ。これらの寄附としての取り扱い、これは、従来のいろいろなケースがあつたと思ひますけれども、従来の法人税を扱うときの扱いと同じと考えていいか。

特に問題なのは、適正な時価という、それはそれでしよう、適正でない時価なんかを扱つてはいられないわけだけれども、余りケースが多いような場合を扱つてゐる、これはこれから多いんですね。例えば、DVなりあれなりという新しい分野がどんどんできていますから、適正な時価の事例といふものが余りない分野もあるわけですね。

そうしますと、申告した後、絶えず税務署と、これが適正か適正じゃないかということが、使おうかなと思つてゐる人に聞いてみるということと、適正か適正じゃないか、適正な時価かということとが絶えずござつたことになるんじゃないか、これを大変心配しておりますが、基本的には従来の扱いといふふうを考えて、特別、特殊な例が出ればまたそれは相談、こういうふうな理解でよろしいですか。

○大武政府参考人 ただいま先生御質問の中で述べられましたとおり、現行の法人税法におきましても、時価というのは取引価格、まさに時価を基準として取引は計算するということになつておりまして、連結納税制度のもとでも同様の取り扱いになるというふうを考えているところでございます。

○佐藤(観)委員 それは、確かに活字にしてみればそのとおりでしょうけれども、要するに、私の言つてゐるような取り扱いで、従来の延長線上だ、特別、連結納税制度を入れたから適正な時価といふのが何か非常に厳しくなるというようなことではないということを確認してよろしいですね。

○大武政府参考人 繰り返しになりますけれども、企業間グループの取引は、これまで時価で適切に行われてきておりまして、連結納税制度を伴つても同じような取り扱いをする。

ただ、御指摘のように、具体的に何か導入後にそうした取引で問題が出てくれば、それはその実態を踏まえましてさらに検討するということはやぶさかでないところでございまして。

○佐藤(観)委員 次に、会社分割の問題ですけれども、これは、いいケースで会社を分割する場合と、非常に負担になつてしまふがないので会社を分割しようという両方のケースがあり得ると思うんですね。

それで、いい方の場合でも、その事業を引き継ぐわけですから、常務以上の役員とそれから従業員を八〇％以上連れていけという条件がついていると理解しておるわけでありまして、事業を実質的に継続するためには、今までやってゐた人々がある程度移る、ただ、そこには合理化をどういふふうにするかというふうなことがあると思ひます。それが、八〇％以上の人を連れていかないと事業分割として認められない。したがつて、そこに、土地が動いた場合には不動産取得税というものがかかつてくる。適正な場合にはかかつてこない。

これが、今度、ちよつとその部分はその企業は事業を縮小しなさいかぬ、分割するんだけれども縮小しなさいかぬという場合には、八〇％も人を連れていつたら、もう一回再建するのに足をとられちゃう。役員はわかりませんが、八〇％じゃなくても、縮小するために企業分割する場合、例えば七〇％の人を連れていった、その際には、今の皆さん方の理解では、これ

は企業分割として認めない。すると、不動産取得税というのが新しい会社の方にかかってくる。

こういうふうになって、八〇%というのは、いわば新しい企業が發展していく場合はいいと思いますけれども、その企業が縮小して、グループの中だけけれども新会社はもう少し小粒にしようというときには、この八〇%というのは、不動産取得税がかかるということによって、重荷になってできないということが出てくるわけですね、ケースとして。これは、分割しようかなと思っている方から見ると極めて使い勝手が悪い形になっているんですが、その点はいかがですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

ただいまの先生の話の中にもありましたとおり、やはり企業再編を、通常の資産の売買取引とそれを区別しなければなりません。そういう意味では、支配の継続性を判定する要件として、従業員の八〇%以上を引き継ぐということを一つのメルクマールにさせていただいている。

例えば、今先生が、七〇%以上というときは、先に従業員を整理されてから、それから企業分割されれば実は八〇%基準はクリアできるわけでして、そういう意味では、事前の整理、そして分割という手もあるのかと存じます。

○佐藤(観)委員 それから、今度、法人税法の改正本体の中で、退職給与引当金を簡単に言えばなくすということにいたしました。

これは、長い長い歴史があつて、不公平税制と言つていた中で一番金額の多いものです。私たちがかつて社会党の時代に、これは最高四〇%まで積み立てができる。当時、日立製作所が七万人おつて、七万人のうちの四〇%ですから、二万八千人一挙にやめて退職金が払えるというような場合を、そんなに積み立てる必要があるのか。

それから、きょうも主税局長答弁していましたが、私も、私はふふふと笑い出したんだけれども、本来これは労働者のものだから外部積み立てにしない、するべきであるということ、人数の規模に応じてこのパーセンテージは、つまり大

きいものもつと率を下げ、小さい中小企業、協同組合等は率を上げていいんじゃないかということとを主張していたわけですが、きょう、いみじくも主税局長はこれは本来外部積み立てにすべきであるという話をしておられて、時代は変わったな、それはかつて社会党が言つていたことと同じことじゃないかと思つたのであります。

もつともつとこれは、きょうのどなたかの質問にありましたように、中小企業の場合には若干積み立てを許してもいいんじゃないかと思ひますけれども、いずれにしろ、その時期の損金に落ちるわけですから、時間がありませんからそのことだけ申し上げ、時代は大きく変わつていゝるなどということ、きょうはいみじくも外部積み立ての話等が出ましたので、申し上げておきます。

それから、タックスヘーブンの問題でありますけれども、これはちよつと私、もともと当たる時間がなかつたものですから、主税局に宿題を出しておきますので、お願いをしたいのでありますけれども、シンガポールが法人税率を二四・五%に下げるといふことで、日本の現地子会社がタックスヘーブンの税制の網にかかるということ、その差額は日本で払わなきゃいかぬ。日本の実効税率が四〇・八七でありまして、シンガポールの差からいくと一六・三七といふことで、約一七%差ができる。これを日本に、タックスヘーブンの税制の中でその差額分を払わなきゃいかぬということになる。

たまたまこれはシンガポールの例を挙げましたけれども、例えば香港、中国等に、我々の周辺でもほとんど進出をしていく、あるいは現地子会社というのがあるわけですね。そうしますと、相手の税率と日本の差といふものが非常に大きくなつてきて、その結果どうなるかといふと、本社そのものをそちらに移したらどうか。ただ、益金を日本に持つてこれるか持つてこれないかという問題がありますけれども。

ですから、全部が全部調べ切らないで物を言つていゝるのであります、いずれにしろ、こういう

ことは方向性としてはそつちに行くんだと思ふんです。しかし、これはどこの先進国でもお互いに、日本に税金あるいは先進国に税金が入らないことになるわけですから、非常に困つた問題だと思ふんですが、その辺はどういうふうになつていますか。

○大武政府参考人 ただいま先生からお話がありましたとおり、日本の法人税率は基本的には先進国、いわゆるG7諸国を初めとした国々と公平をとつて定めていゝるということでございます。

確かに、アジアの国の中には、そういうふうにかなり低い税で誘導しようといふようなところがあることは事実です、あるいはそれ以外の国では、明らかにタックスヘーブンの税制として、南米とかそういう国の中にはございます。それらにつきましては、まさにOECDの先進諸国において、そうした租税回避的な行為を抑えるべく協調して対処するといふ租税上のタックスヘーブンの税制検討をまさに今続けていゝるところでございます。

○佐藤(観)委員 非常に大事なことでちよつと聞きますけれども、OECDの中での議論といふのは、例えば中国なり、例えば香港なり、シンガポールなり、そういうところは先進国とある程度協調して、自分のところだけで、本社まで移して自分のところに全部税金を移させるといふようなことでは世界経済自体が回つていゝかないじゃないか、やはりそのあたりをお互いに考えるべきではないかといふような方向の議論になつていゝるんではないでしょうか。

○大武政府参考人 まさに御質問のとおり、そういう有害な税制を除去するための具体的指針をつくつていゝるということでございます。典型的には、金融で有名なダブリン特区という話がございます。

これらなんかも、金融のように足の速い商品ですと、そこにいわば一つのセンターをつくつて、そこで海外のお金を集めていゝることになりますと、これは明らかにそういう有害な税制といふこ

となので、まさにダブリン特区なんかは、いわば協定上取りやめるといふようなことになつていゝるということのようでございます。

○佐藤(観)委員 これは、もう本当に、グローバルな意味で大事なことでありますから、今後ともいろいろと研究しておいていただきたいと思います。

それから、日米の法人課税の率の問題なのでありますけれども、ちよつと私もこまでは自分で調べ切れなかつたんですが、読んでびっくりしたのであります、これは半導体メーカーの話であります。

日米の税引き前利益に国税と地方税を合わせたものでありますけれども、先ほど言ひましたように、日本は半導体はかつては五つのうちの三つを持つていたわけでありまして、今や追われるよりも追い出されちゃつていゝる格好。それを復活しようといふことで、システムLSIに、国、経産省、学者、業界、これを挙げて今懸命に取り組んでいゝるところでありますけれども、日本勢の大手五社の税負担が、二〇〇一年三ヶ月で平均が五九・二。一方、アメリカのインテルが二〇〇〇年で三〇・四%といふことで、約六〇%と三〇%の法人税負担といふ、正直言つて本當かといふところではないかと。

ただ、インテルのもともてさかのぼるわけに、残念ながら行く時間もなかつたものですからなのですが、ここに出ていゝる数字といふのは、これは某有力経済紙の数字でありますけれども、会計上の税金と、企業会計原則に基づいた税金と、それから税法上に基づいた税金といふ数字が約六〇%と三〇%といふ数字になつていゝるということなんではないか。余りにも、もしこんなに本當に違つていたら、これは大変なことだと思つたものですから、特にインテルの場合には、アメリカだけでやつていゝるわけじゃないのですから、世界的に広がつていゝるから、実際に調べる必要となつたと大変難しいし、アメリカ個々のやつ、あるいは税金の申告書といふものが日本のように出ていゝるわけ

ないという話も聞いたものですから、そのあたりは真実はいかに。

○大武政府参考人 その数字は我々も新聞で拝見もさせていただきましたし、その議論も聞かせていただきました。今先生からお話がありましたように、それは幾つかの、ある意味で言う誤解といえますか違います。実効税率だけで見ますと、例えばアメリカでも州によって地方の法人税率が少し違いますから必ずしも同じというわけではありませぬけれども、おおむね同じ水準になっているかと思えます。

ただ、今言われた個別企業で違うというのは、まさに特定事業の実績の活動を会計でやりますと、例えば日本なんかでも、前年度に赤字がありますと黒字が出た場合でもそれを差し引きしますね。ですから、分母と分子をとったときに、分母が会計上の収益と税務上の収益は実とは違うということになります。

しかも、税率が低い、今先生が言われたとおり、インテルのように外国の活動が大きくなりますと、開発途上国のようなところで外税控除されちゃう。これは、アメリカも実は大問題として、このあたり、OECDでどうにかしたいと言っておるわけですが、そういうところを多く活動すると税負担水準が低くなるという問題もあります。

それから、さらに今回、御議論になっているこの連結納税制度がアメリカは既に入っていて、黒字と赤字を全部合算する、国内所得ではありますけれども合算できるのですから、そのあたりの違いも多分あるんだろうと思えます。

いずれにしても、いわゆる企業会計上の所得と税務会計上の所得を若干混同して事後的に数字を書いたものということかと存じます。

○佐藤（観）委員 いずれにしても、大事な問題ですので、ちょっとおたくの方でも追求して、よく調べていただきたいと存じます。大体、主税局長の言われた意味はわかりました。

それから、先ほど大臣が言われましたように、日本の工業、私のところはたしか、愛知県ですけど

れども、工業出荷額第一位というのは十四年ぐらい続いているんじゃないか、自動車と工作機であります。しかし、自動車はいけれども、工作機は今はいずれよくない。

今は失業の問題が大きいものですから、私、自分のところの、中部職業能力開発促進センターというところで、ここで研修なさって次の企業へ行くんですが、それがいつごろの機械を使っているんだらうかと思つて調べてみたんです。

そうすると、そこで研修する機械が、固有名詞は避けまされども、リースあるいは耐用年限の問題でありますけれども、一番古いものが平成二年が二台、平成七年が二台、それから平成八年、平成十三年。こういう機械で研修して、もう平成二年じゃ、あなた、十二年前の機械で研修して、それで研修して次の会社に入っていくといったって、平成二年の機械では全然、もう一度企業内で再訓練をしないとできない。余りにもこれは、これはたまたま能力開発促進センターという研修するところでありますが、今、工作機械なんかがたしか十年ぐらいい、耐用年数、税法上の減価償却、なっているんじゃないか。

だから、一番短いのが、パソコンがやつと四年になつたかなと。しかし、パソコンを使っている人から言わすと、今四年も使っている人はいまいせんよというぐらいい、この意味で、耐用年数という機械の償却の年数というのをとつと早めにかいぬ。これは直ちに法人税にはね返ってくる話であります。次の産業の戦略からいって、そんな十二年前の機械で研修して、そして人を送るというても、これは使う方でも使いがいいというわけですよ。そういう意味で、もう一度、こういう時代が速い中でありまますから、この減価償却の期間というものをとつと短くしていく必要があるんじゃないか。

あるいは、あれもそうかもしれません、設備投資したものの減価償却もそうかもしれません。たしか昔、覚えていたのは、病院が五十年だったかな、まあ病院という性格ですからあれですけど、し

かし、それにしたつて、今新しい病院を見ると、本当にホテルじゃないかと思うようなきれいなものができているわけですよ。それはいいとしても、病院とて随分建てかえがある。

いずれにしても、工作機械やコンピュータの入つたものというのは、減価償却の期間を短くしていかないと、もう時代にどんどん取り残されちゃうと思うのであります。一体、工作機械の耐用年数、税法上の期間がどうなつていて、そして、これはまあ大臣にも考えてもらわなきゃいかぬけれども、これまた法人税が減る話で、舌も出すのも嫌だというのが主税局長ですから、減価償却の年数を短くするというのはなかなか大変だと思ひますが、しかし、先ほど言われた半導体の問題、サムスンという、三星と書きますけれども、これなんかは事実上国家と一緒に今や世界第二位になつています。もう、そういう世界競争の中で国際競争力が大変おくれいていく。

その意味では、加速度的な償却というのをやつて、さつき言つたでしよう、損をして得とれと。償却を早くすれば確かに法人税は少なくなるけれども、後でそれが、どんなそのつくつたものが売れて法人税が入ってくる、そういうことをとりなさいと。

だから、主税局長ではなかなか答弁が難しいかなと思ひますが、まあ一度、減価償却の期間を短くする話、どうですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。ただいま御質問のございました減価償却資産の法定耐用年数というのは、資産の物理的寿命だけではございませんで、その経済的陳腐化に加味して客観的に定められるということではありますけれども、技術的進歩による陳腐化の状況等も配意して、資産の使用実態調査を行つて、個別に実は見直しを進めてきているわけでございます。

したがいまして、今御質問の工作機械等ですと、短いものは五年から、あるいはパソコンの四年とか、から十五年ぐらいいのものが使用実態上、今言われたようなケースに残っているものですか

ら、それらを踏まえて期間配分をするということをやらせていただいているわけですが、必要に応じて、使用実態を踏まえて適正化を図つていきたいと思つていところでございます。

○佐藤（観）委員 ちょっと答弁がよくわからなかつたんですが、その残つていというものは、四年というのはい何のことでしようか。いずれにしても、税法上減価償却の期間が決まつておつて、それが残つていというのでしようか。

いずれにしても、私が求めているのは、新規のものについて償却を早めて、新しいものをどんどん入れて、そしていい製品をつくつて、赤を、赤字会社を黒にして、そして法人税を取りなさい、こういうことなのであります。ちょっと意味がよくわからなかつた。

○大武政府参考人 失礼いたしました。使用実態ということを示し上げたわけで、実態上、現地調査をいたしまして、何年のものが現に使われているかというのを示して、それでいわば耐用年数というのは決めていっているのですから、あと何年というふうな格好で、どれだけ残つているかというふうなものを調べる。

実際、今先生の御質問の中にあつたように、十二年のものが現に使われておりますと、それもお使えらというふうになつちゃうものですか、結果としてそういう年数の平均値の中に入つてくるということになるのかと思ひます。

○佐藤（観）委員 いずれにしても、今私が挙げた例というのは、たまたま今失業している方を再訓練をしてやるところの話でありますので、今その私が申し上げた数字にこだわる話ではなくて、基本的に減価償却を早くすることによって、日本の産業を強くしていくことを求めているのであります。

最後になりますけれども、きょうは、そういう意味で国際競争力、特に、塩川大臣が言うには、佐藤さんが言っているのは減税の話ばかりで、税金が減る話ばかりしているんじゃないかと言われるのを先に私が言っておきますが、この次の回の

ときにはどういふふう、公平か公正かありますけれども、どの部分をもう少し取るべきかということも話をしますが、冒頭申しましたように、国際競争力に勝たなければ我が国はやっていけないわけでありまして、しかも、それは何も全部の産業というのを私は申し立てるんじゃないで、経産省が言っている七つなり大臣が先ほど挙げられたような四つなり、どこか重点を置いて、いずれにしろ、日本の産業競争力、産業戦略というものをちゃんと税制の中でも今度の改正の中でやっていかないと、これは大変なことになる。

あと二十年たつと、大臣は百になるかな。そのときには、あなた、全部資本は、本社は我々の周りの国に行っちゃって、全部その国の雇い主になるというふうなことは我々としてはいかぬのでありますから、ぜひひとつ大臣が指導性を発揮して、ちゃんと国際競争力にたえられる日本をつくるために税制の面で果たすべき役割というのはあるわけですから、そのことを期待して、一言最後にもらって終わります。

○塩川国務大臣 私は、活力と中立というのは余り議論しても、まあ到着するところは同じだと思ふんです。

私は、先行して減税しても、そのかわりにちゃんとバランスをいつの時代か合わせてもらわぬかぬ、そのことをやかしゅう言うておるんです。

今まで食い逃げなんです、皆。いいところだけ、減税だけ食い逃げしておくからこういうことになるんで、減税はしても、その減税はやはり活力に働くんですから、それはそれで有効な効果を生む。けれども、それを埋める措置は、やはり後年度において、きちっとセーフティーネットを張っておいてもらわぬといかぬので、その点は、期間のずれはあっても決着のバランスをとっておくべし、こう言うておる。先生のおっしゃる趣旨に沿って我々も主張しておりますので、どうぞ御安心いただきますと思っております。

○佐藤(観)委員 終わります。

○坂本委員長 次に、藤島正之君。

○藤島委員 自由党の藤島正之でございます。

まず最初に、不良債権の処理の問題について伺いたいと思っておりますけれども、かつて債権放棄をかなり各銀行がやった、しかし、本当の意味で、債権放棄を受けた会社が、きちっとした改革といえますか計画じゃなかったせいとか、数年後にまた債権放棄をしなければいけない、こんな事態が結構起こっているようなんですけれども、どのように把握しておりますか。

○高木政府参考人 お答え申し上げます。

最近の債権放棄の事例につきまして、昨日、実は、急遽いろいろ調べさせていただきました。とりあえず、子会社、関連会社を除きます一般事業法人について調べたわけでございますが、平成十二年度について十八件で七千九百億円、それから平成十三年度については十二件で四千七百億円の債権放棄を公表いたしております。これは公表でございますから、実施は後にずれることもございます。

取り急ぎ、そのうち、過去に債権放棄をしたが再建できないで二度目の債権放棄の実施となったものがあるかどうか確認をいたしました。その中にはないというふうに聞いております。

○藤島委員 最近ではありませんか。例えば大京はその例じゃないんですか。かつて債権放棄をして、またそういう、債権放棄でなくともいいんですが、何らかの銀行の負担が出てきているというケースですね。

○高木政府参考人 お答え申し上げます。

突然の御質問でございますのであれでございますが、最近よく言われておりますのは、例えば長谷川工務店につきまして、平成十一年に債権放棄が行われております。ことしに入って再建計画が公表されておりますが、その再建計画の中には債権放棄は入っていないというふう聞いております。

○藤島委員 必ずしも二回目が債権放棄でなくともいいんですが、私が申し上げたいのは、一回目

の再建計画が非常にずさんなために、結局、もう一回目は倒れてしまふ、数年後倒れてしまふといったようなケースがあると思ふんですけれども、要するに、最初の再建計画をつくるときに、貸し手の銀行が緩いんじゃないか、要するに、つぶれると銀行が困っちゃうものだから債権放棄でござまして先延ばししている、そういうケースがあるんじゃないか、こう思うわけなんです。

が、あつたまで私申し上げるつもりは明確に否定しておきますけれども、そういうものに絡んで、もう一度その当時の決定の適切性、こういうものを見返すという動きがあつたことは、今、先生が御指摘されている点なのではないか、こういうふうに思います。

要するに、こういう厳しい時期は、小泉総理ではないんですけれども、つぶれるところがつぶれるのはやむを得ないので、それを無理して延ばす、再建計画がきちっとしていないまま延ばすと、結局そのツケが後になって回ってくる、こういう繰り返しをしていたのでは不良債権がどんどん新たに発生するものになる、こういうふうな思ふわけですが、大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 大ざっぱに、今、藤島委員がおっしゃったようなことが行い得るかというところ、金融機関にせよあるいは対象の企業にせよ、とにかく株主もいるしそれから債権者もいる、そういう中でのいろいろな処置でありますから、特に最近では株主代表訴訟のリスクとかというふうなことで、訴訟リスクというものを背負いながら経営者がそれぞれの経営判断でいろいろな決断をしていくということでありまして、

したがって、一概に、部外の方々の中に、割と簡単に、こうした事態について、適当にやっていると、簡単じゃないかというふうな言い方をされる方もいらつしやいますけれども、それは、そういう実は経営判断には訴訟のリスクというふうな重いう重い負荷がかつた上での決定、慎重な決定ということについての認識がやや欠けていらつしやるんじゃないかというふうに思います。

そういうことは一方で申し上げつつも、それでは、平成十一年の三月末に資本注入した後、そのあたりをまたいで、割とある業種について債権放棄が行われたことがあるわけですが、率直に言つて、それらについて、今回の特別検査に絡んでとあえて申し上げますけれども、それと密接に関連

したことが、部外の方々の中に、割と簡単に、こうした事態について、適当にやっていると、簡単じゃないかというふうな言い方をされる方もいらつしやいますけれども、それは、そういう実は経営判断には訴訟のリスクというふうな重いう重い負荷がかつた上での決定、慎重な決定ということについての認識がやや欠けていらつしやるんじゃないかというふうに思います。

○藤島委員 私は、要するに、債権放棄とかその他の手段で再建を図る際は、やはりこれまで以上に厳しくやっていく必要があるだろうという点を申し上げたかったわけでありまして。

次に、最近、政府は整理回収機構の不良債権の買い取り価格、これについて何か方針を変更するようなことを言っておるようなんですけれども、要するに、買い取り価格は時価になっているわけですね、その時価の解釈なんですけれども、これまでは一般の金融機関がといいますか、一般に買

い取る価格の倍ぐらいだったということなんです。そういうことなんです。

○藤島委員 必ずしも二回目が債権放棄でなくともいいんですが、私が申し上げたいのは、一回目

の再建計画が非常にずさんなために、結局、もう一回目は倒れてしまふ、数年後倒れてしまふといったようなケースがあると思ふんですけれども、要するに、最初の再建計画をつくるときに、貸し手の銀行が緩いんじゃないか、要するに、つぶれると銀行が困っちゃうものだから債権放棄でござまして先延ばししている、そういうケースがあるんじゃないか、こう思うわけなんです。

要するに、こういう厳しい時期は、小泉総理ではないんですけれども、つぶれるところがつぶれるのはやむを得ないので、それを無理して延ばす、再建計画がきちっとしていないまま延ばすと、結局そのツケが後になって回ってくる、こういう繰り返しをしていたのでは不良債権がどんどん新たに発生するものになる、こういうふうな思ふわけですが、大臣、いかがですか。

○柳澤国務大臣 大ざっぱに、今、藤島委員がおっしゃったようなことが行い得るかというところ、金融機関にせよあるいは対象の企業にせよ、とにかく株主もいるしそれから債権者もいる、そういう中でのいろいろな処置でありますから、特に最近では株主代表訴訟のリスクとかというふうなことで、訴訟リスクというものを背負いながら経営者がそれぞれの経営判断でいろいろな決断をしていくということでありまして、

したがって、一概に、部外の方々の中に、割と簡単に、こうした事態について、適当にやっていると、簡単じゃないかというふうな言い方をされる方もいらつしやいますけれども、それは、そういう実は経営判断には訴訟のリスクというふうな重いう重い負荷がかつた上での決定、慎重な決定ということについての認識がやや欠けていらつしやるんじゃないかというふうに思います。

○藤島委員 私は、要するに、債権放棄とかその他の手段で再建を図る際は、やはりこれまで以上に厳しくやっていく必要があるだろうという点を申し上げたかったわけでありまして。

○柳澤國務大臣 RCCの各金融機関、特に健全金融機関からの買い取りというものは、金融再生法五十三条で規定がなされておりまして、その後の条項において買い取り価格のレベルはかくかくしかじかであるべしという規定がございました。

それはそれでいいわけですが、この金融再生法という法律が議員立法で制定されたという経緯がありまして、そこで、当該の発案者の答弁というものの、法律の明示された条文と同じくぐら

いの重みがあるんじゃないかというようにございまして、今回、今回という先国会でございまして、また再び議員立法で、これは時価ですというように改正がなされたということでございます。

それによつて買い取りがまた新たに始まったんですが、その買い取り価格と従前の改正前の買い取り価格を比較すると、たまたまですけれども一・九倍になっているというんですか、簿価に対する比率のレベルがそのくらいになっているというようにございまして、この具体例から算出された、こういうことでございまして、今後ともそのレベルで買い進められるとかなというようにございまして、これは、ただ、そういう具体の例で、まだ改正後、その改正後の基準で買い取られたものというものも、そんなに期間が長くありませんからそんなに多くあるわけじゃないんですが、たまたま簿価に対する比率を比較するとそういう比率が出てきたということを言っているということでございます。

○藤島委員 要するに、民間で売買するときは簿価の一分から二割ぐらいだけれども、RCCが買ったのは一割を割っていたと。なかなか、制度はできたけれども思うように買い取りがいかない。それはそうですね、売る方はそんな安いところにあえて売りたいわけですから。そこで、少し本当に活躍してもらおうということになれば、やはり一般の民間の買い取り価格並みに上げてやらな

いといかぬ、それは当然のことなんですけれども

ね。

ところで、これまでどれぐらいの額、買い取りが行われたんですか。

○高木政府参考人 お答え申し上げます。

今大臣からお話し申し上げましたように、再生法改正後、これは一月十一日から施行されておりますが、その後の買い取りは債権の元本ベースで二千二百六十七億円となっております。

○藤島委員 二千億ですから、それなりの機能だと思ふんですけれども、せっかくできたんであれば、やはり思い切つて買つてやらないと、私にも思ふんですけれども、こういう手段が幾つもあるって、それを少しずつ出しつづけていると、余り成果が上がらないわけですね。やはり、あつとみんな驚くぐらいな規模でわつとやるとい

と、結局、政府は本腰だという印象を一般の経済界は受けるわけで、やはり経済は生き物ですから、そういう心理的な効果というのは非常に大きいと思うわけで、私は、今回もし本当にこういうふうに変えたとすれば、枠も十分持った上で短期間に大胆にやるといふ政策がやはり必要じゃないかなということをお願いしたい、こう思ひます。

何も今度やることを悪いと言っているんじゃない、むしろ、もつと大胆に私はやるべきだ、こういうふうな申し上げたいわけでありまして、それからもう一つ、不良債権の問題ですけれども、債権の株式化の問題が出ていますけれども、これは、実態はどのぐらいになっておりますか。この間の検査なんかでもかなりそういう問題が出たんじゃないかと思ふんですけれども。

○高木政府参考人 お答え申し上げます。

まず、デット・エクイティー・スワップと言で言ひまして、やり方がいろいろございまして、細かい点は省略させていただきますが、後で見えて、これがデット・エクイティー・スワップであつたかどうかという認識が、必ずしも一義的に決まっていな面がございまして、そういうこと、古いのを調べるのはなかなか問題ございまして

ので、とりあえず認識がはつきりしております。最近の状況についてヒアリングをいたしました。

具体的には、ことしに入つてどうかということなんでしょうが、ことしに入つて再建計画を発表し、今後デット・エクイティー・スワップを実施する予定があるという企業数は、八社でございまして。金額は四千八百億円弱というふう聞いております。

○藤島委員 これは、ある意味では隠れ不良債権みたいなものじゃないかという感じはするんですけれども、その辺は大臣はどういうふうな認識されておりますか。

○柳澤國務大臣 デット・エクイティー・スワップ、こういうふうな言うわけですが、債権を株式でもつて返済するというんですか、その手続をどう表現するかというのはいろいろあるわけですが、基本的には、その新株なりあるいは、まあ新株ですね、大体において、それにはいろいろな株式の種類があるわけですから、それを買つてもらつて、そしてそのかわり金を受け取つてその債権を返済してしまふ、こういうことでデット・エクイティー・スワップが行われるわけなんです。

そうすると、その結果はどうなっているかという、銀行のバランスシートの上ではその債権が株式に資産の方で変わっているということ、これは何だ、債権放棄と同じじゃないか、株式にどれほどの価値があるか、これが藤島委員のおっしゃられるところだと思ふんですけれども、それはやはりそうではないわけで、株式の価値、あるいは例えば上場されていない株式の場合にはその価値というものは厳格に算定されたものでなければならぬとされておるわけです。上場の株式の場合にはもつとはつきりしてまして、それはもう現在の時価でございまして、極端に言つたら、場合によつてはその受け取った株を市場で売るといふことになつたらすぐ現金になるわけでございます。というふうなことで、それが無価値なものであるというふうなことはありませぬ。

むしろ、再建計画というものをつくつて、そう

して債権放棄もするかもしれませんが、一部。それから、残った部分について、もう少し返済義務のある債権が少ない方がいいと片方が、債務者の側が思う。それに対して、今度は、ここまで債権放棄して再建計画をしてやれば、本当に企業が再生して、これはもうまた再び元氣になつて株価も上がつてくるだろう、そのときに、自分のところは債権放棄だけでそれを指をくわえて見ていなきやならないか、これもまたつまらないなということもあり得るわけです。

そういうことの中で、それじゃ、もう少しこの債権と株式をスワップしておいて、そうしたその企業の再生、発展というのにもみずからも均てんしたい、その利益に均てんしたい、こういうことが考えられて、双方に非常に、微妙なバランスですけれども、バランスのとれた利益の配分あるいはリスクの配分ということがそこで成り立つて合意される、こういうことの中でデット・エクイティー・スワップは行われるというふうには私は考えておるわけで、これは私が考えているだけではなくて、いろいろ学者の先生方あるいは投資家等もそういうものだと受けておられるということでございます。

○藤島委員 私は、債務の株式化、これがすべて悪いとは思つていないんですけれども、本来、債権の市場価格みたいなもので形成された形で株式に転換されておれば、それはそれで実態としていいのかわかりませぬけれども、その株式にかえるときに価格をどれぐらいにするかどうかなのか、やはり債権放棄に比べればかなり実態が甘い形で数字になつていふんじゃないかなという気はするのですけれども、首を横に振つておられますけれども。

要は、余り債権放棄が大きくなり過ぎるとぐあいが悪い、そこで株式化ということでお茶を濁す、形を変えようというふうにとられる部分があるんじゃないかな、こう思うからでありまして、余り推奨すべきことじゃないんじゃないかなと思ふんですけれども。金額も、八社で最近だけで四千

八百億で、大変額が大きいわけですが、私はそんなふうには思っておりません。

それから、次に中小企業対策でございますけれども、五月の月例報告を見ますと、四月の月例に比べてかなりよくなっているようです。例えば設備投資、これは「大幅に減少している」が「減少している」とか、個人消費も「横ばい」が「一部に底固さみられる」とか、生産は「下げ止まりつつある」から「下げ止まっている」あるいは業況判断も「下げ止まりの兆しが見られる」が「下げ止まりつつある」と。総合的に、先月は「底入れに向けた動きがみられる」というのが「底入れしている」というふうになっておるんですけれども、この底入れしているというの何かよく意味は難しいような感じはするんですけども、ここは、これは両大臣にお伺いしたいんですが、底入れというのはどういうふうに考えておられるのか。

○柳澤国務大臣 私月例経済報告を閣僚会議のメンバーでございまして、引き続き、私、御質問を聞いておりましたので、私からお答え申し上げますが、底入れというのは、それが底であるということですから、その下には底はないということでありまして、つまり、下げどまる、つまりほとんど下降していくということではなくて、そこから先は横ばいか上昇だという状態、こういうものを底打ちとか底入れとかというふうに言うんだという御説明もいただきました。

○塩川国務大臣 底入れと言っていますが、表現では底固めと言っておりまして、底が固まってきたということをおっしゃって、それは景気回復の宣言という早とちりをされたら困るということで、そうではなくして、経済の諸元ですね、物価であるとか卸売、輸出、そういう項目が大体二月、三月と横ばいでございまして、ある程度は、微増ではございますけれども、ふえておるということだから、ここで底が一応固まったんだではないか、そういう見方でございます。でございますから、決してこれで安心して景気がよくなる

ということではなくて、一段のデフレ対策を講じなきゃだめだということは当然であろうと思えます。

○藤島委員 東京に住んでいまして大きな駅とかデパートなんか行くと余り不景気という感じは確かにしないのですけれども、私の郷里の新潟の柏崎なんかに行きますと非常に不景気なんです。東京でそんなに感じないのに、田舎の中小企業は非常に不景気なんです。

中小企業金融公庫が発表した一―三月の動向調査であります業況判断DI、これだとマイナス三・八、非常に悪化しているんですよ。底入れどころかどんどんマイナスになっているんですよ、中小企業については。その辺はどういうふうに考えておられますか。財務大臣にお伺いします。

○塩川国務大臣 私は、やはり中小企業は相当苦しいでございまして、その一番の原因は、まだ不況状態が続いておる。その一番の原因は、やはり受注がないということなんです。そうしますと、この受注を可能にしていくことは、サプライサイドの改革をしなければならぬだろう、特に中小企業においてはそういうことは思っているんです。

そこで、なりわいとしてやっておられる産業の中で、職人的中小企業は割となしておられるんですけども、一応マニュアル化された中小企業で、いわゆる重厚長大産業の延長線上におけるそういう中小企業は非常に苦しんでおられますので、ここなんかの救済は、技術面においてあるいは資金面において、別途の方法がなければいけないと私は認識しております。

○藤島委員 柳澤大臣、何かコメントがあればいいので、それでどう結構でございます。

○柳澤国務大臣 今の中小企業の業況は、私も決して楽だと言つてもありません。むしろ非常に厳しいというふうには思っています。私の方は金融の側面から見させていただいてるんですけども、貸し出しが非常に減っています。減っているその状況のもとで、資金需要というものが非常に弱いということでして、そういう

ことからすると、業況が相当悪いんだろうな、こういうことを推測したり、あるいは今委員が御指摘になられたような指標で、そういうことを計数として見ている、こういうことでございます。

○藤島委員 では、柳澤大臣、結構です。ありがとうございます。

この点について、中小企業庁の方は、どういう認識のもと、どういう施策を今行っているのか。

○小脇政府参考人 お答えを申し上げます。中小企業の景況でございますけれども、御指摘のとおり、中小企業金融公庫の調査、先生の御指摘のとおりでございますが、私ども中小企業庁、そして中小企業総合事業団で実施しております景況調査におきましても、業況判断DIでございますけれども、昨年中悪化が進みまして、昨年の十一月二期、そして本年の一―三三期はマイナス五・〇、こういう厳しい水準が続いております。中小企業の業況は極めて厳しいものがある、このように私ども認識をしているところでございます。

こうした厳しい環境のもとで、私どもといたしましては、やる気と能力のあるそういう中小企業までが破綻に追い込まれるような事態を極力回避する、こういう考え方のもとに、セーフティーネットの整備に万全を期している、こういう状況でございます。

具体的には、昨年度、第一次補正予算で約二千五百億円、そして本年度予算で約一千八百五十億円の中小企業対策費を計上いたしまして、セーフティーネット保証・貸付制度を拡充いたしましたし、また、昨年末には、売掛金債権担保融資保証制度、これを創設いたしましたところでございます。

さらに、本年に入りましてからも、中小企業の業況あるいは資金繰りが一層厳しくなっている、こういう状況を踏まえまして、早急に取り組むべきデフレ対応策といたしまして、三月の半ばからこのセーフティーネット保証・貸付制度につきまして、要件緩和等によりまして、対象となります中小企業の範囲を大幅に拡充をいたしました。

た。さらには、特別保証制度の返済条件変更の一層の弾力化等々の措置を実行しているところでございます。

他方、こうした困難な経済環境のもとで新事業に挑戦をするという創業あるいは経営革新、これを強力に推し進める、後押しをするということも極めて重要な政策課題でございます。新事業融資制度の創設といった資金調達あるいは創業塾あるいは経営革新講座等々の人材育成、さらには技術開発、事業化支援等々、多面的な支援を行っているところでございます。

今後とも、こうした対策の実効をさらに上げるべく、最大限の努力をまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○藤島委員 今御説明があったとおりだろうと思うんですけども、恐らく中小企業庁始まって以来ぐらいに厳しい状況じゃないかなと思えます。すし、これは本底に今まだ底に入っていないので、まだ下がっているような状態だろうと思うんですけども、それが実感じゃないかと思うんですけども、ぜひひとつその辺を踏まえた上で、政府挙げて、経済産業省だけじゃないわけでありまして、しかし、その全体の元締めみたいなことでありますので、ぜひひとつ頑張ってくださいたいと思います。

それでは次に、法案について、二、三お伺いしたいと思えます。今回採用の予定の会社は、一応二%上乗せというところになった場合、どれぐらいの数の会社が採用するということに見込んでおられますか。これは主税局長で結構です。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。現時点では、大和総研のアンケートですとか読売新聞社のアンケートというのがございまして、それらでは母数が余り大きくないということもありまして、多くの企業はむしろ結論を出していないというのが実態かと思えます。いずれにしても、本年九月末の承認申請期限ま

ある意味でいうと、先ほど来議論にもございましたけれども、企業として所得を減らすというよりは、どちらかといえば分社することによって例

ただ、一つお断りしなければなりませんのは、あくまでも一〇〇%子会社を対象にしているものですから、例えば一%他の株主に移転しますと、

全く成り立たない話だと思うんですよ。
要するに、二年間だけは少なくとも採用してそのメリットを感じて、二年か三年でもいいんです。

持っているというふうには思うんですけども、いずれにしても、この上乗せについて非常に批判が多いし、もし結果的に、先ほど主税局長の答弁

ありましたけれども、決めないところが全部やらないうことになったら、何のための改正かわからなくなるといことを厳しく指摘しておきたいと思ひます。

次に、ちよつと税金の使い道にかかわる公共事業の問題なんですけれども、かつて私は本会議で実は質問した問題ですけれども、景気対策のため兼ねて公共事業をかなりまだやっているとすけれども、本場に、計画をして初年度の投資をしてから完成まで二十年近くもかかってやっていると公共事業は結構あるわけなんです。その例が私は環状六号線の例だろつと思ひますけれども、これについて、国土交通省、計画から今の状況を説明してください。

○澤井政府参考人 ただいま御指摘の山手通りでございますが、全体としては、品川区から板橋区に至ります全長約二十キロメートルの環状道路であります。ただいま仰せのものにつきましては、そのうち渋谷区から豊島区の約八・八キロ、平成二年度から用地買収を始め、おおむね平成十年度以降、道路の築造工事に入っております。

この道路の一つの特徴は、首都高速中央環状新宿線の整備にあわせて事業をやっているということとでございます。今後、平成十八年度に首都高速とあわせて全線供用の予定で、現在事業を進めていると承知しております。

○藤島委員 金額はどれぐらい、どういふふうに投資してきていますか。

○澤井政府参考人 ただいま年度別の事業費が手元にご覧いただけますが、全体事業費といたしましては山手通り分で六千三百二十億、うち用地補償費が五千六百八十億、約九割でございます。工事、測量試験費が六百四十億という金額であると承知しております。

○藤島委員 全体事業費は六千億、最終的には恐らくもつと大きくなるんだろつと思ひますが、そのうち用地補償費が五千六百八十億。そうですね、工事費は六百四十億なんですね。十三年度まで見ますと、工事費はまだ二百四十億

円です。

先ほど、大分工事をやっているようにおつしやっていますけれども、実は、あそこを見ているだけばかりです。要するに買収はほとんど済んでいるわけですね、全体が。ただ、そこにさくをくくつて、そのまま道路をふにやふにや曲げてつとあるわけですね。恐らく、民間であればそんなことしなかつたと思ひます。例えば開通するまでは一部駐車場貸すとか、いろいろ工夫をすると思ひますが、税金であるがゆえにそういう工夫も何にもやらない。結局、何にも使われなかつたまま、本場に高価な道路沿いの土地を買収したままずっと寝せてあるわけですね。これが実態なんですよ。どなたが見ても、歴然としてわかる。

私は、特に今、こういう景気対策で公共投資する、それ自体は、ですから必ずしも全部否定すべきじゃないと思ひているんですよ。二十年近くかかっているわけですよ。平成二年度にやりまして、十八年度に供用予定ですが、恐らくおくれるんだろつと思ひますけれども、二十年近くその成果が何も出ていない。要するに、六千数百億もかけていながら成果が何も出ていないんですよ。

私は、あつちこつち全部いろいろ手がけて、本来集中的にやればそれこそ五年か七年でやれるものを、あつちこつちばらばら税金をばらまいてやっているがゆえに、みんな、急いでやることの結果に比べれば三倍も五倍も期間をかけて、その二次効果があらわれない。

確かに、用地買収費で金が出ていくことが必ずしも景気対策にゼロというわけじゃないんですけども、私が言いたいのは、やはり道路は早く開通して、その効果を国民、納税者に還元する、これが必要だろつと思ひます。

例えば道路、山手通り、込むときはかなり、その八・八キロ抜けるに恐らく小一時間かかるんですよ。これを、トラックにしても、ずっとみんな乗つたて待っているわけですね、抜けるま

で。ですから、十分ぐらいであれば抜ける距離ですけれども、一時間かかるわけですよ。

そうすると、普通の人が八時間労働をするとして、一日片道だけそこを通るとしても、一時間といつたら、その人の八分の一の要するに賃金分がかかるわけですね、余計に。あるいは、ガソリンも恐らく、停滞しているからかかります。そうすると、その分が結局、トラックであれば全部積み荷に上乗せされている、高いものになる。そうすると、国際競争力にも絡んでくるわけですね。

したがつて、私は、せつかくやるのであれば、そういうところはともかく完成を急いで、二次効果を生むようなそういうものに今むしろ集中的にお金を投資すべきだといふふうに思ひますが、財務大臣、どういふふうにお考えですか。

〔委員長退席、中野(清)委員長代理着席〕
○塩川国務大臣 大型の公共事業でそういう懐妊期間の長いのが随分ございまして、これは用地買収が原因であることはもう申すまでもございまして、どうして急ぐかといへば、やはり住民の理解と協力が一番大事だと思ひまして、そこをせかすということが必要だ。

それと、私はかねてから思つておるんですが、こういうような道路の建設等について、PFIの方式を、民営にやらせてみたら案外素直に早くやるんじゃないかなと思ひたりしておるんです。そのかわりに、民営が、PFIの事業体が地元と相対利害の調整をうまくやつていくのではないかと申つて、今後、新しい公共事業のあり方として考えるべきだと思つております。

○澤井政府参考人 本件山手通りにつきまして、若干具体的な御説明を申し上げたいと思ひます。ただいま先生おっしゃいます、できるだけ重要なところに集中投資をして、効果をできるだけ早く出すべきであるといふことは、仰せのとおりだと私も思つております。

そうした中で、先ほども少し申し上げましたけれども、この山手通り、首都高速のトンネル工事

と一体でやつていふのが一つの特徴でありまして、通常の街路整備であれば、例えば交差点から交差点までという、それだけで投資効果を發揮できる短区間でやつて、そこを先に供用するといふことはございまして。ところが、首都高と一体でございますので、この場合、首都高の中央環状新宿線は、池袋線と渋谷線をつなぐ環状機能でございます。これをつながないと一体としての効果がなないといふことで、結果、山手通りもそれとあわせて、全体、大きな区間、八・八キロ、九キロといふのは大変街路事業の事業単位としては大きい区間になります。そういうところでやつてい

また、技術的にも、下のトンネルを掘る、通気孔を上に出すとか、あるいはトンネルも、一部開削工事やるとか、あるいは高速道路の出入路、地下から地上に至る部分、こういった部分がございますので、どうしても、そういったところはそういった工事が終わつてから上の街路を整備するといふことになります。

そういった中で、そういった下の首都高速道路の工事と関係ない約一キロの部分でございますが、これは先生まさに仰せの趣旨でございますけれども、一キロについては十八年度ではなくて十五年度先に供用する。三区間に分けた合計が一キロでございます。そういった対応をしておりますし、また、そこまでの場合にも、一部歩道状の空地として歩行者がそこにぎわえるような空間をつくつたり、あるいは一部荷さばきスペース、これは道路の中でも停車している車による渋滞というのは大変大きいので、荷さばきスペースとして活用できるところをするといふような工夫もしております。

いずれにいたしましても、私ども、今の御指摘の趣旨も踏まえまして、今後さらにそういう工夫もしていきたいといふふうに考えております。

○藤島委員 確かに今地下を、高速をやつていふという事情はあるんですけども、本気になつて工夫すれば、まだまだ、さつきおつしやつたよう

に、交差点から交差点だけでも、それこそ数百メートルあるは一キロでも二キロでも大変な効果があるわけですね。一方所が詰まっているから全部詰まっているわけじゃなくて、交差点ごとに結構渋滞があるわけですから、ある交差点だけを先に通すというのでも十分効果があるわけですよ。だから、そういう点を本気になって工夫すれば、単に地下を工事やっているそれとの運動だという、そんなものだけじゃないと私は思うんですよ。

たまたま環状六号の話をしましたけれども、井の頭通りにしてもそんなでいいけれども、この間、ある一部完成してきれいになりました。それはすばらしい道路ですけども、あと、まだ詰まっているわけですね。ですから、ああいうところも、用地買収を強制執行するのならば急ぐべきだというふうに思うんです。渋滞していたらやはり公害の問題だって大変なんですよ、近所の人たちは。逆に、近所の人は、買収云々といいますが、逆にも、むしろ早く通ってくれた方がいいわけですよ、渋滞しているとかえって公害なんですからね。

だから、要するに第二次効果をどう生むような形で、工夫をどうしてやってほしいというのを再度申し上げておきたいと思ひますし、先ほど大臣の方からおっしゃった民話というか、民の利用というのにも本当にこれから重要な視点だろうという感じは強く持っていますので、ぜひ、その辺も工夫の中に入れてやっていただきたいと思います。

それから、次の質問ですけども、税務署の対応についてちょっとお伺いしたいと思います。

私はこの三月に申告納税をやったわけですけども、つい先日になって実はこういのが一枚来まして、七万五千円を払え、こういうやつなんです。何かわけがわからなくて、あたふたと家内に行かせたんですけども、申告の書くのが間違っているというんですよ。

懸命勉強して書いたつもりで間違っていないと自信を持っていたんですけども。というのは、本を書いたその原稿料なんです。それが、雑所得なんですけれども、ここの所得の内訳の欄で源泉徴収額、一割引かれてるんですけども、その欄ではなくて雑所得という欄が別にあるものから、これは去年はなかったんですよ、こういう欄じゃなかったんですよ。去年のを見ながら書いたんですけども、要するに非常にわかりづらいんですよ。

家内が一回行ったら、こう言われた。そういえば、七万五千円という金額はそうなんです。これは余計払えというんじゃないんですよ。払い足りないなかったわけでもないし、返してくれというんじゃないんですよ。それで、結局、呼びつけられて行ったら、判こを持っていていないので、また翌日に判こを持ってこい、こういう話で、大変高飛車に言われてえらい憤慨をしておたわけですよ。

それで、これは大臣にお伺いしますけれども、税金というのは絶対に取るという形なのか、納めてもらうという感覚なのか、ちよつと大臣の感覚をまずお伺いしたいと思います。

○塩川国務大臣 国民から見たら、それは納めてもらっているというのが当然なんです。しかし、担当の役人はサラリーマンですから、しかも身分を保障されていますから、ほろくそにお客さんに言うても首になるわけじゃない、そうすると、やはりどうしても高飛車になります。ですから、私は税務署に行かないんです、かわりの者が行かな、腹立ってしまうから。

○村上政府参考人 今御指摘の件につきまして、私も報告を受けております。

個別の事案で先生のことですので、ちよつとここで御説明するわけにいかないんですが、更正の請求の件で、厳密に言いますと法律上は特段問題はないんですが、うちの職員の応接に確かに不適切なところがあったと思います。この場をかりま

して、深くおわびを申し上げたいと思います。我々は、常日ごろから納税者の皆さん方に、親切丁寧な応接を心がけるように指導しているつもりでございますが、ただいまの御指摘を踏まえまして、さらに一層指導を強化したいと思っております。

それから、申告書のお話が出ましたが、我々もいたしましては、できるだけ皆さん方に書きやすい申告書ということで、三年かけて一応改正したつもりでございます。一応、四十年ぶりの全面改正であつたわけでありましたが、ただ、昨年と変わつておりますので、やはり昨年を見て書いておられる納税者が大変多いわけですね。その場合にちよつとお間違えになるケースもあらうかと思ひます。今の御指摘を踏まえまして、申告書というのは基本的に毎年若干変えておりますので、また、皆様方の御意見を踏まえまして、できるだけ書きやすい申告書。

それから、手引というのをつくつておりますが、これも全面改正をしたのでありますが、アンケート調査等を見ましても、多くの納税者の方はその手引を見て書いておられます。ホームページで、「計算（シミュレート）コーナー」等々もあるものでありますが、そういった手引につきましても、よりよい方向で改善してまいりたいと思つております。大変失礼いたしました。

○藤島委員 今御答弁があつたとおりで思ふんですけども、やはり、こういうのは素人が書くわけですから、素人でも本当にわかりやすいように、要するに、税務署が、国税庁が後処理に使いやすいようにという観点じゃなくて、書く人間が素人なので税理士が書くわけじゃないんですよ。書く人間がわかりやすいように、十分に手引なんかもわかりやすい素人向けにするとか、いろいろやはり工夫があつていいんだらうと思うので、その点の工夫を再度お願いしたいのと、やはり対応については、それは税金を払うのは国民の義務ですからそれ自体は何ということはないんですけども、態度が非常に不快感を持つケースが

多いんですよ、聞いてみますと。ですから、そこは十分に教育をしていただいて、なるべく気持ちよく納めるというか、そういう形に持っていっていただきたいと思ひます。

ただ、それは悪いことをして脱税しようとする人もいますから、そこはまた別の問題でありまして、みんなが脱税するようならつても税務署が対応すると、いろいろまたトラブルになると思ふので、ぜひ対応の改善を教育してやっていただきたいと思ひます。

○中野（清）委員長代理 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。昨年の企業組織再編税制に引き続いて、企業の組織再編成を促進させ、我が国企業の国際競争力の維持強化と経済構造改革に資するためとして、一体的経営がなされ、実質的に一つの法人と見ることができる企業グループを一つの納税単位として課税する連結納税制度を我が国に創設するというのが、今回の主な内容になっているかと思ひますが、そこで、きょうは、法案提出に至る背景と経緯というところから伺つていきたいと思ひます。

経団連を中心とする財界は、この数年、経済のグローバル化のもとで、国際競争力の強化ということを経由にして、グループ経営重視の企業組織再編に沿った独禁法、商法、企業会計その他諸制度の見直しを強く求めて、法人税制も国際的に遜色のないものに整備していく必要性というのを要求し、働きかけておりましたが、政府もこれらにほとんど大体こたえてきた。これがこの間の流れではないかと思ひますが、まず、この辺のところから伺つておきたいと思ひます。

○尾辻副大臣 ただいまの御質問に對しましては、昨日来繰り返してお答えいたしてまいりましたので、繰り返してはもう申し上げません。今お述べになったとおり、こういうことをお答え申し上げます。

○吉井委員 それで、少し細かくも見ておきたいと思うんです。

かなり、財界の方からの猛烈な働きかけといえますが、そういう中で、九七年に独禁法改正があつて、企業再編の最大のこととなる純粋持ち株会社法が五十年ぶりに解禁となりました。その後、企業組織再編に関する法制が次々と変えられて、九八年の三月に金融持ち株会社法を解禁、九九年四月に改正証券法、企業会計原則による連結ベース開示制度の導入、それから、九九年十月に産業活力再生法、十月には改正商法による持ち株会社の設立を容易とする株式交換・移転制度を創設し、昨年四月、改正商法による企業分割制度、労働契約承継法施行など、本当に数多くの制度の改定が行われてまいりました。

法人税制の面で見ますと、法人税率を、九八年、九九年両年度で、十分な課税ベースの見直しもない中で、改正前の三七・五%から三〇%へと一気に税負担の軽減が行われました。さらに、前述の制度改正に対する税制上の特例措置も例外なく措置されて、昨年度改正では、商法改正による企業分割制度を受けて、課税の繰り延べを中心とする包括的な企業組織再編税制を創設し、産業界の企業再編の後押しをうんと税制面からもやってきたということは昨年も議論したところです。

財界にとつて、連結グループ経営の基盤として残された最大の課題が連結納税制度の早期導入というふうな位置づけられておつたと思うんですが、まずこの辺の考え方というものを伺つておきたいと思ひます。

○大武政府参考人 これからの企業経営というのは、やはり、グローバル化の中で、世界の商法なり企業の原則というものである程度準拠していかざるを得ないということが背景としてあるかと思ひます。そういう意味では、まさに十三年の十二月の税制調査会でも、今申し上げたような意味で、「わが国においても、二十一世紀のわが国経済のインフラとなる連結納税制度を構築することが適当である」ということで、御答申をいただ

○吉井委員 さらにもう少し、くどい感じになりますが、後づけて伺つておきたいんですが、経団連を初めとする経済界は、早くから連結納税制度の導入を求めてきておりました。九五年、まあ、九四年ごろだったかと思いますが、衆議院にも規制緩和特別委員会をつくられたりと、行革、規制緩和の議論が随分なされて、その中でも既にそういう議論はあつたわけですが、九五年秋に各国の連結納税制度の研究を立ち上げ、九六年三月に、導入の際の基本的な仕組みというのを経団連が提言を発表し、九五年十月十一日の経団連の税制改正に関する提言の中では、企業経営の効率化の観点から、近年、分社化、子会社化が進んでおり、こうした企業経営形態の多様化に応じた税制が求められる。既に先進諸国では連結納税制度が一般的となつており、税制の国際的整合性の観点からも、連結納税制度の導入を急ぐべきである

と。九六年三月二十六日の経団連の連結納税制度導入に関する提言では、分社化が社内部門での経営の選択は、本来中立であるべきで、事業形態によつて税制上の不利益があつてはならない。親子会社の経済的一体性を重視した税制として、連結納税制度を早期に導入すべきである。純粋持ち株会社法が解禁されれば新たな企業経営形態の選択は可能となるが、この制度を有効に利用するために連結納税制度の導入が前提となると。ですから、持ち株会社解禁と一体のものとしてこれは随分議論されておつたわけですが、その中でも、今お話あつた、あわせて税制の国際的な整合性を図る観点から導入を急ぐべきである。財界筋の方は、大体九五年、九六年には、この立場から旧大蔵省に、政府の方に検討の要求は出されておつたと思うんですが、この点はどうか。○大武政府参考人 政府税制調査会におきましては、世界的な潮流であります企業分割、合併あるいは連結納税という検討を幅広く行かせていただいておりまして、実は平成八年の十一月に法人課税小委員会というのの報告書が出ておりまして、そこにおきましてもやはり連結納税というのが、我が国企業の活性化を図る観点から企業分割を促進するため、あるいは企業形態に対する税制の中立性を維持することをその理由として、連結納税制度の導入が必要であるとの意見がある。

本小委員会においても、我が国企業は新たな事業を早急に構築するべく複合経営を推進しており、事業効率の向上のため分社化が必然的な企業行動になつていくこと、資金調達のグローバル化に伴い連結決算ベースの企業業績に関する高まつていくことなどから、連結納税制度の導入を検討すべきであるとの意見があつた。○吉井委員 私、そのお答えを予定していましたが、少し詳しく伺つておつたんですが、九五年、九六年当時のこういう財界の要望に対して、実は九五年秋から、今のは九八年のお話をされたんだらうね、その前の九五年秋から九六年まで、もちろんそこで政府税制調査会を拡大を中心に検討しているわけですね。四十年ぶりの法人税制の抜本見直し作業を法人課税小委員会を進めておられるわけですが、九六年十一月に最終報告を出してありますが、この連結納税制度導入の是非についてのもちろん検討も行い、そのときは、「解決すべき問題点が多々存在する」、「前提条件となるべき考え方・実態の定着が未だみられていない」として、時期尚早、今後の研究課題として導入に消極的であつたというふうな思ひです。これは、当時、九六年にある論文の中でも紹介されておりましたが、当時大蔵省主税局の皆さん方は、この連結納税制度導入については絶対反対という態度を示しているということが紹介されたという、当時の川北主税企画官の語つておられる話として紹介されているのは、経済界の主張は税金の負担が大きくなるので分社化がやりにくいということですが、なぜ分社化するのか。彼らは何かと

いうと背水の陣のようなベンチャーのイメージを持ち出しますが、親会社法が九八年度で出資してつくる子会社法がベンチャーでしようか。しかも、お上はこれを税制面で優遇するだなんて、分社の多くは、人件費を下げてコストダウンを図るとか、天下りの受け皿をつくるためというのが実情でしょう。整合化が言われる米国の連結納税だって、本来の成り立ちは逆なんです。かつて資本金の小さな企業への税率はかなり軽減される制度があつて、この恩恵を受けようとする大企業が片っ端から分社化を進めた。その行き過ぎを封じるための連結納税なんですね。

この九六年のころは、主税企画官などもきちんとそういうなかなか鋭い指摘をしておられたと思うんです。それがなぜ、その後この連結納税の、今回のようなものへ検討することになつていったのか、その辺が、どこが変わつていったのか、伺つておきたいと思ひます。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。私が読みましたのは、先生の言つておられる一九九六年の法人小委員会の税制調査会の報告であります。その中でも、まさに今先生の言われたアメリカの連結納税制度の、言つてみれば、生まれは、先生が言われたとおり、どちらかといえば節税を防ぐというふうな意味があつたということもその中には出ております。

になっておりまして、その後のいわば動きというのは、御承知のとおり、連結決算制度というのがまさに商法等で導入され、それが徐々に定着されたという背景がございまして、その意味では連結納税制度へ踏み切るということになっていったということかと存じます。

○吉井委員 当時の、かなり消極的といえますが、問題をかなり多く指摘していたその観点から、やはり、変化が起こっていったのを少し後づけて見ていきますと、さきに述べたグループ経営重視の企業組織再編に沿った独禁法、商法、企業会計その他諸制度の見直しがあったこと。

このターニングポイントになったというのは、九八年十月二十六日にサンフランシスコで日米包括経済協議投資作業部会が開かれて、ここでアメリカ側から出された対日直接投資環境の改善に関する提言、その冒頭に、日本政府は持ち株会社制度を合法化した、しかし、この制度には連結納税制度が伴っていないので余り利用されていない、米政府は日本政府に、連結納税制度の早期導入と関連税制の早期検討を提言すると提言し、大体この時期を契機といえますか、そこを受けて財務省で、旧大蔵省で検討していった、それが検討への大きなターニングポイントになったのではないかと思います、この点はどうですか。

○大武政府参考人 御指摘の点でございしますが、税制調査会を事務局としてやっていた我々といったしましては、そのようなことよりは日本の実態の変化というのがございまして、経営形態が次々とまさにそういうグループ経営化の中で、やはり税というのは中立でなければならぬものですから、そういう意味では、経営自体がそういうグループ経営化する以上は、そうした中立的な税制、すなわち連結納税制度のようなものを検討していく必要があるということから、実は検討を累次やってきて、そして今日に至ったということかと存じます。

○吉井委員 その後、アメリカ側のそういう包括協議の中での提言もありましたが、同時に、その

後、小淵首相直轄の産業競争力会議、IT戦略会議などの財界と政府の審議会での発言をずっと見ていると、九九年春の、例えば第二回産業競争力会議での今井新日鉄会長、当時の経団連会長、環境整備の第一は、企業組織形態の多様化を進めるための法制、税制の整備で、具体的には、会社の分割や分社化を早急に進めることができるよう、商法や関連税制を整備することが必要だ。第二は、税制での国際的なイコールフットリングで、特に連結納税については、今後、持ち株会社やグループ経営のツールとして不可欠であり、二〇〇一年度の導入をお願いしたい。その後の第三回産業競争力会議での今井さんの発言でも、税制に関しては、連結納税制度の早期導入が最も重要だ。ですから、こういう内外の圧力といえますか働かかけによって、政府税調は、その二カ月後の九八年十二月の九九年税制改正答申で、法人課税小委員会での連結納税制度導入の本格的な分析、検討を行うことを答申し、そして、産業競争力会議があった同年夏の九九年七月から法人課税小委員会での検討を再開。

これが実際の流れといえますか経緯ではないかと思いますが、そして、昨年十月の政府税調総会で、法人課税小委員会最終報告「連結納税制度の基本的考え方」に至ったという。この間の流れというのは大体そういうふうになっていったのではないのでしょうか。当初の消極的だった考え方の大蔵省がぐつと変わっていったというのは、大体、この九八年の秋のターニングポイント、その後の産業競争力会議、IT戦略会議などでの財界筋の要望を受けて、そして連結納税についての検討を進められて、これが昨年十月のものになっていったという、全体としての流れは大体こういうことなんじゃないですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。ただいま先生が言われた一九九八年の十二月の税調の答申の中も、なお、いわば両論並立のものがあつておるわけです。ちょっと読ませていただきますと、

連結納税を行うことができるようにするために措置しなければならない連結納税制度固有の問題のみならず、個々の法人を課税単位とする体系と企業集団を一つの課税単位とする体系との間の課税関係の整合性を

先ほど申した中立性でございしますが、確保するための措置など広範な論点について、専門的・実務的な観点から、十分かつ慎重な検討を行うことが不可欠です。このような検討が十分に行われないまま制度を構築する場合には、様々な形で租税回避が行われるおそれがあります。

さらに、仮に連結納税制度が導入されるとした場合には、企業集団内の取引が内部取引化され未実現のものとして取り扱われることや、法人の利益が他の法人の欠損金と相殺されることから、約六五％の法人が赤字法人であるというわが国の現状に照らせば、大きな税収減が生ずることは避けられないと考えます。

連結納税制度については、以上のような論点を含め、法人課税の体系全般に及ぶ検討を行う必要があります、まずは、専門的・実務的な観点から、法人課税小委員会において本格的な分析・検討を行うことが適当

ということとで、さらに検討を行っていく。しかし、いわばこの間には、先ほど申されましたように、商法なりそういうもので実態として連結決算が広がっていく、そういう中では、税だけが課税の中立性を損なうて連結納税をつくらないということとはできないということになり今日に至ったということかと存じます。先生の言われたような意味で、アメリカの云々のというのは、我々の、いわゆる、少なくとも政府税調の場では余り関係がないのではないかと考えているところと

○吉井委員 私が言いましたのは、ターニングポイントには、アメリカの提言あつただけけれども、その後、産業競争力会議その他での財界側からの要望を受けてということを行っています。アメリカ

カだけの話をしているんじゃないんです。

そして、昨年の十月の総会での最終報告に至つたわけですが、これについてどういう評価を示されているかということもこの部分では結論的に見ておきたいと思うんですが、やはり経団連の方は、今回の連結納税制度の導入について、「経済界の長年の働きかけが実を結び、ようやく」来年四月から、これは昨年の十二月の座談会で出ている文ですが、来年四月から、つまり、ことし四月から、「導入が現実のものとなったことは、画期的だ」「純粋持ち株会社の解禁をはじめとする連結グループ経営促進のための一連の環境整備の総仕上げ」と評価しているわけです。経済界の悲願であり、昭和六十年からの一連の税制抜本改革の到達点である、これは経団連本部の税制グループ長の御発言ですが、そういうふうな長年の悲願が達成された、これが財界の見方だということを見て、この部分は締めくくりにしておきたいと思っています。

次に、一方、ではこの純粋持ち株会社をてこにして、働く皆さんの犠牲のもとで企業再編リストラというのが随分加速されました。解禁された持ち株会社は、みずからの事業を行わないで子会社の株式を所有して支配することを専ら目的とする会社です。

この総司令部たる企業形態の持ち株会社こそ、今日、国民あるいは労働者にとって重大な企業リストラを進めている最大の総司令部となっているわけでありまして。今日でも、持ち株会社化をてことし、軸とした各種事業部門の分社化、あるいは他企業グループの同一事業との合併による企業組織再編が進んでおりますが、それによって、例外なく労働者のリストラ、人減らしが起こっていることは、これは特に深刻になってきた中で、昨年の秋の予算委員会でも、当委員会でも、私たちはこれを取り上げてまいりました。

企業が分社化や組織再編を行う最大のメリットというのは、法的な別会社になることによって、親会社とは別の独自の給与体系、人事体系を持て

ることにより、労働条件のドラスチックな切り下げと人減らしができるからではないかというこの問題について、実はかつて経団連の弓倉さんが、事業持ち株会社でも子会社は持てるが、純粋持ち株会社なら、子会社ごとの賃金や労働条件の格差、子会社の売却もやりやすくなる。子会社の売却もやりやすくなるから思い切ったリストラができる。結局、持ち株会社、分社化問題というのは、こういうリストラをどんどん進めるという面からのメリットを特に強調してきたわけです。

そこで伺いますが、昨年の二月二十八日の当委員会においても私は質問しました。それは、産業活力再生法で、みずほフィナンシャルグループは三千人のリストラを進め、法人税法改正で一千百九億円の減税となるじゃないか、このことを試算した数字も示して伺いました。

昨年のこの会社分割制度創設に伴う組織再編税制で、尾原政府参考人は、今回の措置によつて初めてこの会社分割制度が動くんだ、会社分割制度が行われなければ広く行われないという答弁があり、宮澤大臣は、過ぎました一年でどういうことが起こったかというようなことが計算できるか、専門家に研究してもらいますという答弁がありました。

一年たったわけですが、ですから、少なくとも、この銀行の五大グループに絞って、あらかじめ昨日も言っておきましたから伺いたいです、みずほとUFJと東京三菱、三井住友の四大グループに大和ホールディングス、この五つのグループについて見たときに、一体、この産業再生法で、リストラの面ではどれぐらいのリストラが今予定されており、そして、全体のことではなかなか計算は難しいようなお話でしたから、登録免許税の軽減免の分野だけに限って、一体幾ら、この法人税法改正によつて、一年たつてみて、税金が軽減されたのか、これを伺いたいと思うんです。

〔中野(清)委員長代理退席、委員長着席〕
○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

昨年の当委員会におけるやりとりにつきましては見えておいて、十三年度の税制改正におきましては、この企業分割税制による具体的な個別企業の試算に必要なデータというのは当方では入手できませんので、具体的な減税額については把握できない。したがって、お答えできないということはお断りしたいと思います。

ただ、登録免許税につきましては、先般、衆議院の経済産業委員会におきまして、金融庁の方が、産業再生特別措置法に基づいて計画認定をした金融機関及び登録免許税の減税額というのを、御質問に答えて、金融庁は、みずほフィナンシャルグループ百四十二億円、それから三菱東京フィナンシャルグループ百六十三億円、UFJグループ五十五億円、大和ホールディングス四十二億円という答弁があったと承知しております。

○吉井委員 三井住友の三億七千万円がさらに入っていると思うんですが。

それで、これらをざつと合わせただけでも、一万八千七百二十五人の人がリストラされ、それで、税の面では、今のお話、全部合わせても三百五億八千五百万円、登録免許税分だけの軽減免が行われているんですね。ですから、税制中立だ何だとか言いながら、非常に大きな特典というのが与えられている。

では、そのことを見れば、結局、特定の巨大企業グループに継続的な減税、大きな減税を行う。連結納税制度というのはいまだ、減税を企図するものではないということを一方では言っておられるんだが、実際には大きな減税効果を生み出しているというの、今のお話を伺っておいても、実態としてあると思うんですが、皆さんの立場としては、連結納税制度は減免を企図するものではないという立場なんですか。そのことだけは確認しておきたいと思ひます。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。先ほども御答弁させていただきましたように、連結納税制度というのは、そうした国際的な潮流、そして、しかもグループ経営という形の企業実態、そういうものを勘案して中立的な税制を構築するという観点から導入を図るというものでございます。

結果として大きな減収を伴うわけですが、それは、やはり課税の実態、中立性をすれば、そういう税制を組んでいくということが必要なことなのではないかと思う次第です。

なお、この連結納税制度は、先生が御質問のよう、いわゆる大企業だけを対象としておりません、中小企業を親法人とする企業グループの連結納税制度を採用するというのも、実はかなり見られるのではないかと。特に日本の場合には、オーナー型の経営というのはむしろ分社化でやっているケースがございまして、このあたり、我々の実態調査では十分把握できていないので、我々も、かなりそういう企業にも恩恵のある制度なのではないだろうか。しかも、その場合には軽減税率が適用できるとか、そういうところもあるというところでございます。

○吉井委員 法律のことですから、建前上、それは差をつけないのは当たり前な話なんです。しかし、実態としては、巨大企業グループほど大きな減税の恩恵を受けるということはこれまた事実です。

では、そうおっしゃるのだったら、もう一遍確認しておきたいのですけれども、現実には、グループ内企業の所得を通算することにより、赤字子会社があるほど、これを採用する特定の巨大企業グループに大きな減税をもたらす、こういう効果が出てくることは事実だと思ひますが、この点はそうですか。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。現在、御存じのとおり、黒字法人の割合が大企業でも五割、それから中小企業では三割しかありません。結果として、実は、法人税のかなりは、いわば特定というのか、ある非常に少数の企業によつて賄われているというのが実態でございます。そういう意味では、結果として、赤字法人と

通算することによつて減税額が、大きな、今法人税をたくさん払っている企業に大きく働くということは、それは事実だと存じます。

ただ、今申し上げたように、中堅、中小企業におきましても、分社したところで赤字企業をたくさん持っている、そういうようなところは、結果としてかなりの節税になるんだらうということはいえるのかと存じます。

○吉井委員 これは税調でも、この制度をとることにより、その結果、特定の納税者の税負担を軽減することになり、さらには全体として相当巨額の税収減になりかねない、これは九六年の法人課税小委員会の報告ですが、それから、連結納税制度は減税を企図するものではないと言いが、実際には、例えば、青山監査法人の出している、編んだものでも、「総解説 連結納税制度」の中でも書いてありますが、「連結納税制度の一番のメリットは、連結グループとして節税できることです」これは、ですから、巨大になればなるほど、巨大なグループとしてやればやるほど、大きな減税のメリットが出てくるということのはつきりしていると思うのです。

それで、今おっしゃつておられた、それでは、制度上は企業規模の大小にかかわらず活用できる、これはそうなんですが、では、一体どれぐらいの規模の企業が適用しようとしているのか。これは、把握しておられたら伺っておきたいです。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。私どものアンケートも、ある意味では、三千百社、その下にある全部を合わせても一万七千社と申し上げましたが、現在の法人数は約二百六十万社、そういう意味では全体像がわかりません。したがって、我々のアンケートというのは、あくまでも大きな企業を中心にやらせていただきました。

ただ、現実には、この問い合わせというふうな意味では、まだそれも統計はとっておりませんけれども、各税務署あたりに問い合わせが結構来ているというふう聞いておまして、そういう意

味では、この連結納税というのは、今一部に出て
いる大企業以外に関心を持っているところもある
ということとは事実かと存じます。

○吉井委員 関心を持つというのと、実際に巨大
な企業がグループとして大きな節税メリットなり
あるいは減税の恩恵を受けるということとは全然
違う話だということを申し上げておいて、次に、
この導入に伴う税収減に対する財源措置の問題に
ついて伺っておきたいと思っています。中小企業の退
職給与引当金廃止の影響の問題です。

退職給与引当金の利用状況というのは、資本金
階級別に見るとどういふふうになるのか。資本金
の一億円未満、十億円以上、参考までに五億円未
満ということでお聞かせをいただきたいというふ
うに思います。

○村上政府参考人 お答えいたします。

法人税の確定申告を行っております内国普通法
人は二百七十五万九千社あるんですが、そのうち
五万社を任意に抽出しまして全体を推計しまし
て、会社標準調査というのを発表いたしました。ま
ず、それでお答えさせていただきたいと思いま
す。十二年分のデータであります。全体で、退
職給与引当金の利用法人数は十萬二千社です。し
たがって、二百七十五万九千社に対し四・〇%の
利用率となっております。十二年分でありま
す。事業年度末の残高が十一兆一千五百億円にな
ります。

次に、それぞれ、一億円、十億円以上、五億円
未満の法人についてのデータを申し上げたいと思
います。

一億円未満の法人は、一億八万五千社、利用割
合は三・四%、事業年度末残高は一兆四千二百億
円でございます。全体の十一兆何かに対する
割合は二・七%となっております。

なお、資本金十億円以上、これは一億、利用法
人数は四万社、事業年度末の残高が八兆一千五百
十一億円、利用割合は六三・二%、全体の残高に
占める割合は七三・三%となっております。

なお、五億円未満、五億円未満というデータの

中には一億円未満も含めて申し上げますが、五億
円未満の利用法人数は九万七千社、年度末の残高
は二兆五千三百六十五億円、利用割合は三・八
%、年度末残高に対する割合は二・八%となっ
ております。

これはいずれも推計でございますので、そのよ
うにお含みいただきたいと思えます。

○吉井委員 一億円未満で見れば八一%ぐらい、
八〇%以上ですね。それで、金額で二・七%と
いうお話ですが、年度によるでしょうが大体一〇
%ぐらいのところと。資本金十億円以上というこ
とになりますと六・一%ぐらいが対象で、年
度によって六三・一%であったり、私がさきに
伺ったのは七六%ぐらいのところかと思うん
ですが、いずれにしても、金額的には大企業のシエ
アが高い。そして、制度の利用という面では中小
企業が圧倒的に多い。

特にこの点で、我が党は、大企業の内部留保を
厚くするものとなっているというところをこの間
ずっと指摘してきましたが、金額的には大企業の
シェアが高く、制度の利用面では中小企業の比率
が高い、こういうことを見るべきだと思います。

○村上政府参考人 お答えいたします。

その残高に対する利用割合、十億円以上が大企
業ということであります。全体の七〇%なり
は超えているわけですから、大企業の残高が大き
いということですね。

利用割合を何で見るとかということでございます
が、分母となる法人に対する利用割合であれば、
もちろん大企業の方が多いわけですね。全体の数
で、十億円以上は今四万社と申し上げましたが、
五億円未満であれば九万五千社ですから、絶対数
はもちろん小さいところが多いということだと思
います。

○吉井委員 ですから、今言ったように、金額的
には大企業のシェアが高く、制度利用面では中小
企業が圧倒的に多い、こういう形になっておりま
す。

それで、この連結納税制度の導入のため減収と

なるのが平年度で七千九百八十億円ということ
ですが、退職給与引当金の廃止により三千二百四十
億円の財源を生み出すとしております。だから、
増収措置としてはこれは最も多い金額となってい
るんですね。ということは、大企業の減税による
税収減を中小企業からの税収増によってカバーし
ようとしているということが言えると思うんで
す。

増減税中立ということで今回取り組んでいるん
だということですが、実はこの大企業と中小企業
を対比するとこれは中立とは言えない。財務省の
進めていることは、大企業の連結納税による減収
分を大企業以外のどこかの増税によって賄っても、
とにかくそれは構わないんだという発想なのかど
うか、このところを次に伺っておきたいんで
す。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

実は、平成十年度のときに退職給与引当金を取
り崩すという計画を立てておまして、中小企業
につきましても、平成十五年度までの取り崩し額
というのが事前に法律にございました。それを今
後、実は十三年度ベースで要するに十分の一ずつ
取り崩すことにしたものです。むしろ十四年
度に関しては、中小法人分は七十二億円の減税に
なっております。それで、十五年度も
その意味では減税で、むしろ十六、十七と、それ
は百五十億ぐらいの増税になるという姿になっ
ているということでございます。

○吉井委員 いや、七十二億の減税が何だといっ
たって、要するに、七千九百八十億円の減収とな
るものに対して退職給与引当金の廃止により三千
二百四十億円の財源を生み出すとしておられる。
これは既に説明されているところですが、大企業
の、連結納税での減税は主に大企業の分なんです
が、その税収減を中小企業からの税収増によって
カバーしようとしている、この姿形そのものはそ
のとおりでしょう。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。

いわゆる大企業、中小企業というよりは、連結

納税を採用できない企業には確かに増税になりま
す。しかし、連結をとれるところには減税になる
という姿でございます。

なお、中小企業に関しては、この退職給与引当
金が平成十年度改正で既に、今度の改正よりもつ
と大きく二年間は十四、十五と取り崩すことに
なっていたものです。むしろ、十分の一ずつ
することによって実はその取り崩しの率が若干落
ちたということで、平年度ベース、七十億円の減
税になっているということでございます。

○吉井委員 ですから、七十億であれ八十億であ
れ、その減税の話は小さい話なんです。この七
千九百八十億という大きな減税分、それに対し
て、税制中立、増減税中立というのを目指して
税の増収措置をやはりとっているわけですよ。そ
の部分では、今も見ました、例えば中小企業の退
職給与引当金の廃止の影響問題などを見ても、そ
こでは、圧倒的に件数では中小企業の方が多いわ
けですが、しかし金額的には大企業のシェアが高
い。ですから、シェアの高い中小企業の方からす
ればそれは増収ということになってくるというこ
とを言っているわけですね。

それで、七千九百八十億円もの減収になる以
上、これは付加税率の二%オンというのは当然の
ことだと思っております。これはやはり金額、恩恵
を受ける方が、一方では増減税中立というなら
ば、それは主に大企業の方が連結納税でメリット
があるわけですから、大企業関連の税制の見直し
による増収によって、これで増減税が中立にな
る、そういう方向でないとおかしいと思うんで
すが、この点についての考え方を伺っておきたい
と思えます。

○大武政府参考人 お答えさせていただきます。
まさに今回の連結納税制度の創設というのは、
結果的に大変に苦しい状況でありましたのは、
黙っていますと連結納税制度というのは、金額、
いろいろ議論になりますけれども、一億八千億円
ぐらいの減収になる、これはどんな措置をとって
もそういうことでございます。

しかし、十四年度予算ということでは、先ほども大臣が答弁に立たれましたように、増減税をほぼ中立にすることから、何らかの財源措置を講じざるを得ない。その中で、やはり法人税の中で少なくとも解決をつけざるを得ない。しかも、今先生から御質問がありましたように、連結納税制度をとられた企業と、とることができないというか、中小企業というわけじゃありませんけれども、要は子会社を持たないような企業にとつては一方的に、短期間ではあれ増税をせざるを得ない。そこで極力、連結納税を採用できるような大企業のいわば増税措置を考えたわけでございます。

今の退職給与引当金も、先ほど申したように、十分割することによって当面はむしろ減税になるというようなことを考えましたし、旧特別修繕引当金というのは、これは鉄鋼企業だけです。中小企業はございませんし、そういう意味では、受取配当の益金不算入制度に若干の中小企業分がありますけれども、基本的には大企業にいわば増税を賄っていただきたいという思いで調整はさせていただいたわけです。

しかし、これらの、連結納税を採用しない企業にも及ぶものと連結納税制度を採用したところの恩典ということを考えますと、二年間ぐらいの連結付加税はやはり他の企業とのバランス上必要ではないかという御議論の結果、このような形になっているということでございます。

○吉井委員 いずれにしても、増減税中立というならば、それは減税の恩典のあるところから、税の増収によって増減税バランスをとれるというのは、これは一つの理屈かと思うんです。しかし、減税の恩典はないんだけれどもただ増税の方で負担をかぶせられる、それが中小企業に及んでくる、こういうことについては、これはやはり根本的に制度、仕組みそのものについて、仮に連結納税制度、今回のものについて考える立場に立った人であってもそこは考えなきゃならぬところだということを申し上げて、それで次のテーマに移り

たいと思います。

次に、今ちようど個人情報保護法の議論も内閣委員会を中心にやっているときですから、個人の信用情報の関係で伺っておきたいんですが、金融機関の個人情報扱いの現状についてまず伺いたいと思うんです。

住宅金融公庫が取扱金融機関、都市銀行に対して「住宅金融公庫債権の自らのローンへの借換えを勧誘する行為について」という文書を送りつけておられると思いますが、これをまず最初に参考人の方から伺っておきたいと思ひます。

○井上政府参考人 お答えさせていただきます。昨今、公庫融資を御利用していただいているお客様の方から、公庫の業務取扱金融機関からローンの借りかえに関するダイレクトメールが送られてきたけれども、これは一体どういったことかというふうな苦情が幾つか寄せられております。

一方、私どもと金融機関との間に結んでおります業務委託契約の中には秘密保持事項がありまして、この中で、受託金融機関は、いわゆる委託業務により知り得た個人の秘密をみずからの利益のために使用してはならないというふうなことをうたっております。

そういったことから、私どもは、私どもの業務を取り扱っておりますすべての金融機関に対して、公庫の代理業務を通じて知り得た個人情報をも本人の承諾なくして利用して、こういったローンの借りかえを勧誘するような行為は慎んでいただきたいというふうな意味で、文書で注意喚起をしたところでございます。

○吉井委員 それで、今のお話ですが、要するに公庫の業務上知り得た公庫債務者の情報を債務者の同意なく借りかえのシミュレーション等に利用してダイレクトメールを送る、これを抗議して文書を送られたということですが、これはすべての都市銀行ですか、あるいは特定の銀行に対してなんです。か。どういふところに発送されたかを伺っておきたいと思ひます。

○井上政府参考人 公庫の業務を取り扱っている

金融機関、約七百二十ございますが、これ、すべての金融機関に対してこういった文書を送っております。

○吉井委員 その七百二十社のほとんどすべてがこういう問題を起こしていたわけですか。かなり特定のところに限られるわけですか。

○井上政府参考人 こういった銀行、送った先がすべてそういった行為を行つていたというわけではございませんけれども、幾つかの金融機関によってそういったことが行われるというふうなことは承知してございます。

○吉井委員 業務委託契約第十五条の内容について聞かせてください。

○井上政府参考人 業務委託契約第十五条を読ませていただきますと、「秘密保持義務」というのがございまして、受託金融機関は、「委託業務に關して知り得た秘密を漏らし、又は乙の利益のために使用してはならない」とつまり、公庫の業務を行うことによつて知り得た、例えば残高だとかどれぐら返しているとか、そういったたぐいのものを人に漏らしたり、あるいはそういったことを利用して、例えば先ほどシミュレーションとおっしゃいましたけれども、公庫の残高がこれだけで、これを銀行に対して借りかえればこれだけのメリットがございまして、本来、他の人だつたら知り得ないような情報も使つた形での営業行為と申しますか、そういったことをするとこの条項にひつかかるというふうにご覧になっております。

○吉井委員 それで、私、驚いたんですが、この文書が発出されたのがことしの四月十二日でした。それが四月二十二日、十日後には、全然改められていない、そういう実態があります。

これはとりあえずはある銀行ということに今のところはしておきますが、ある銀行が、「地区リテール営業部長殿、リテール業務責任者殿 一般通達」として、示達日が四月二十二日、十日後なんです。

対象店は全営業店、対象部門はリテール部門、

「住宅ローン肩がわりダイレクトメールの実施について」実施日は五月二日にしなさいということ、まさに今おっしゃつた住宅ローン肩がわりダイレクトメールを実施しますということを全店に送っているんですね。「ダイレクトメールの発送対象先については」ということで、「住宅ローン肩がわりリストにリストアップされている人」。

住宅ローン肩がわりリストというのは、まさに今おっしゃつた住宅金融公庫の業務を受託している金融機関のことですから、お客さんのことですね。それを全部肩がわりリストにリストアップして、そしてそのときに、なかなか内容も詳しく、「詳細手続」、営業店にて、住宅ローン肩がわりリストにダイレクトメールを送送する必要のない方が含まれていないかまずチェックしなさい、

発送対象とする先については内容を十分吟味。これは読み上げたらどの銀行かすぐわかりますが、旧東海店は初めてのチェックとなるので厳重にチェック、つまり、三和ではこういうことは昔からやつておたから心配ないが、旧東海店は初めてやることになるから、厳重にチェックしてやりなさいと。

こういうことは、あなたのところから文書を送してもさっぱり改められないで、いわばもつと上手にやりなさいと。こういうことがやられておつたんでは、公庫のお客さんの債務残高はどうなつていのかとか、まさに信用情報、プライバシーにかかわる問題が、企業の利益のために使われるという、こういうひどいことになってくると思ひますが、さっきの七百二十社の中の問題になつているところそれぞれについて、どれぐらい詳しく住宅金融公庫として調べたり、あるいは具体的に抗議を申し入れられたり、そういうことをされたのか、この点を伺っておきたいと思ひます。

○井上政府参考人 大変申しわけございませんが、すべての銀行について調査したというわけはございません。ただ、発覚したものにつきまして、例えば当該業務取り扱いを一定期間新規受理

つまり、こういうふうなことになる。要するに住宅金融公庫に残るローンというのは、延滞先とか、あるいは最近借りた金利の安いもの、銀行からすると、不良なものだけは住宅金融公庫に残しておいて、おいしいところは全部銀行が食い尽くすようにしよう。これは幾ら何でも、国の住宅政策としてもとられてきたのが住宅金融公庫の出発時の一つの大事な柱であつたと思うんですが、国の住宅政策の根幹もゆ

ともきちんと示して。

います。

午後四時二分散会

平成十四年六月五日印刷

平成十四年六月六日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

C